

令和3年度

教育委員会の点検・評価報告書

令和3年9月
島根県教育委員会

目次

■ はじめに	1
1 点検・評価の趣旨	1
2 点検・評価の構成	1
3 施策体系表	2
■ 点検・評価	3
1 令和2年度の島根県教育委員会委員の活動状況について	3
2 令和2年度教育委員会の特徴的な動き	6
①「しまね教育魅力化ビジョン」の進捗管理	6
②「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の策定	7
③「しまね学力育成推進プラン」の策定	8
④「島根県幼児教育振興プログラム」の策定	9
⑤「島根県文化財保存活用大綱」の策定	11
⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応	12
⑦ 産業教育設備整備事業	13
⑧ 小・中学校少人数学級編制事業	14
⑨ 地域人材を活用した指導力等向上事業	15
⑩ 未来の創り手育成事業	17
⑪ 教育魅力化人づくり推進事業	19
⑫ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	21
⑬ 悩みの相談事業	22
⑭ インクルーシブ教育システム構築事業	23
⑮ ふるさと人づくり推進事業	24
⑯ 社会教育士（主事）の確保・養成事業	25
3 点検・評価	26
I 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育	26
(1) 基礎学力の育成	26
(2) キャリア教育の推進	28
(3) 幼児教育の推進	29

(4) 読書活動の推進.....	30
(5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上.....	31
II 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育	36
(1) インクルーシブ教育システムの推進.....	36
(2) 道徳教育の推進.....	38
(3) 人権教育の推進.....	39
(4) 課題を抱える子どもへの支援.....	41
(5) 外国人児童生徒等への支援.....	44
(6) 学び直しや生涯学習の推進.....	45
III 地域や社会・世界に開かれた教育	46
(1) 地域協働体制の構築.....	46
(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進.....	46
(3) 国際理解教育の推進.....	47
(4) 主権者教育や消費者教育の充実.....	48
IV 世代を超えて共に学び、育つ教育	50
(1) 地域を担う人づくり.....	50
(2) 社会教育における学びの充実.....	51
(3) 家庭教育支援の推進.....	52
(4) 図書館サービスの充実.....	53
(5) 体験活動の充実.....	54
V 基盤となる教育環境の整備・充実	55
(1) 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化.....	55
(2) 学びを支える指導体制の充実.....	56
(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進.....	59
(4) 学校危機管理対策の充実.....	59
(5) 学校施設の安全確保の推進.....	60
(6) 文化財の保存・継承と活用.....	61
(7) 私立学校への支援（総務部総務課）.....	67
4 島根県総合教育審議会の主な意見（令和3年7月～8月 書面開催）	68

■ はじめに

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。

県教育委員会では、本県教育の基本理念や施策の方向性を示した「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2年3月策定。以下「魅力化ビジョン」という。）の取組について、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」を実施し、本報告書にまとめました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の構成

- (1) 特徴的な動き
 - ・令和2年度の島根県教育委員会における特徴的な動きを記載します。
- (2) 各施策の点検・評価項目
 - ・点検・評価の対象項目を魅力化ビジョンの施策とし、施策ごとに点検・評価をします。
 - ・なお、各項目には、魅力化ビジョンの各施策における〔今後の方向性〕を転載しています。
- (3) 名称、目的、目指す方向
 - ・各施策と関連する行政評価の主な事務事業などについて記載します。
- (4) 成果、課題、方向性
 - ・事務事業ごとの取組の成果、課題、今後の方向性を記載します。
- (5) その他
 - ・この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書と見なすものとします。

3 施策体系表

魅力化ビジョンにおいて、「教育環境の充実」が必要な施策と位置づけられていることから、この報告書における評価・点検の対象となる施策は、「教育環境の充実」の各項目とします。

項目	施策番号	施策名
I 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育	1	(1) 基礎学力の育成
		(2) キャリア教育の推進
		(3) 幼児教育の推進
		(4) 読書活動の推進
		(5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上
II 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育	2	(1) インクルーシブ教育システムの推進
		(2) 道徳教育の推進
		(3) 人権教育の推進
		(4) 課題を抱える子どもへの支援
		(5) 外国人児童生徒等への支援
		(6) 学び直しや生涯学習の推進
III 地域や社会・世界に開かれた教育	3	(1) 地域協働体制の構築
		(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進
		(3) 国際理解教育の推進
		(4) 主権者教育や消費者教育の充実
IV 世代を超えて共に学び、育つ教育	4	(1) 地域を担う人づくり
		(2) 社会教育における学びの充実
		(3) 家庭教育支援の推進
		(4) 図書館サービスの充実
		(5) 体験活動の充実
V 基盤となる教育環境の整備・充実	5	(1) 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化
		(2) 学びを支える指導体制の充実
		(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進
		(4) 学校危機管理対策の充実
		(5) 学校施設の安全確保の推進
		(6) 文化財の保存・継承と活用
		(7) 私立学校への支援

(注) 施策番号は、この点検・評価のために便宜上、付したものの

■ 点検・評価

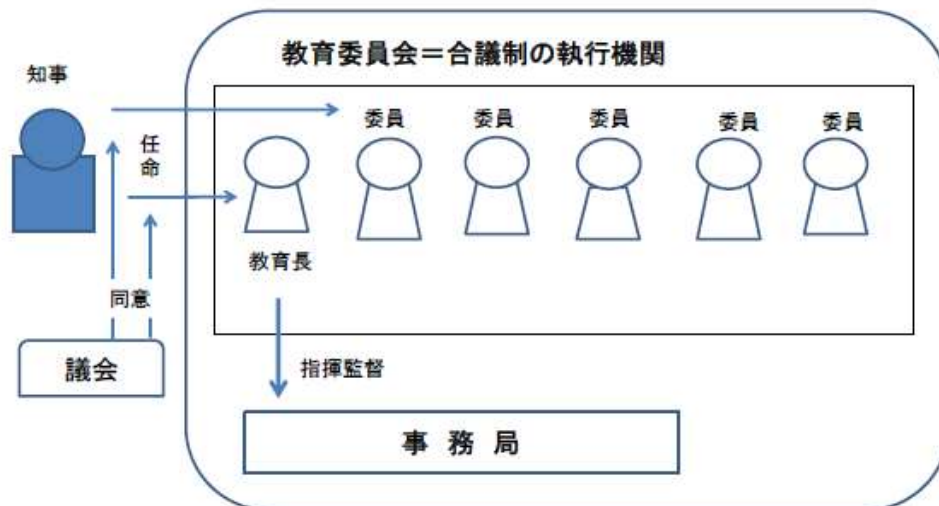
1 令和2年度の島根県教育委員会委員の活動状況について

【教育委員会の制度】

(1) 教育委員会の法的位置づけ

- ・ 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かねばならない委員会として、教育委員会があります。（他に選挙管理委員会、人事委員会など）（地方自治法第180条の5）
- ・ 都道府県、市町村（中略）に教育委員会を置くこととされています。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条）
- ・ 教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することとされています。（地方自治法第180条の8）

(2) 本県教育委員会の組織構成



(3) 教育委員会の役割

- ① 最高意思決定機関
- ② 意思決定方法
 - ・ 「教育委員会会議」で議決、承認します。
- ③ 教育長
 - ・ 任期3年
 - ・ 人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者から知事が議会の同意を得て任命します。
 - ・ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ④ 教育委員
 - ・ 任期4年
 - ・ 人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者から、知事が議会の同意を得て任命します。
 - ・ 委員には、保護者である者が含まれるようにしなければなりませんとされています。

【教育委員会委員の活動状況】

(1) 教育委員会会議の開催状況

島根県教育委員会では、令和2年度に14回の教育委員会会議を開催し、議決事項46件、承認事項8件、協議事項11件、報告事項99件について審議を行いました。

(単位：件)

回数	開催年月日	議決	承認	協議	報告	その他	計	傍聴者 (人)
1	令和2年4月28日(火)※	1	1	1	9	-	12	-
2	令和2年5月22日(金)※	2	-	2	3	-	7	-
3	令和2年6月9日(火)	3	-	-	7	-	10	5
4	令和2年7月21日(火)	4	2	1	9	-	16	5
5	令和2年8月21日(金)	1	2	3	11	-	17	6
6	令和2年9月1日(火)	6	-	-	5	-	11	4
7	令和2年10月8日(木)	1	1	1	8	-	11	3
8	令和2年11月4日(水)	4	-	1	5	-	10	4
9	令和2年12月18日(金)	2	-	-	9	-	11	3
10	令和3年1月18日(月)	1	-	-	5	-	6	5
11	令和3年2月8日(月)	1	-	1	10	-	12	2
12	令和3年2月18日(木)	8	-	1	1	-	10	2
13	令和3年3月11日(木)	5	1	-	5	-	11	1
14	令和3年3月26日(金)	7	1	-	12	-	20	2
計		46	8	11	99	-	164	42

※新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、4月28日、5月22日は書面により開催

<主な議事>

議事内容	内 容
議決	令和3年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針 令和3年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の制定 しまね特別支援教育魅力化ビジョン(案) 島根県文化財保存活用大綱(案)
承認	文化財課所管県有施設の休館
報告	新型コロナウイルス感染症への対応 島根県教育委員会障がい者活躍推進計画の策定 島根県幼児教育振興プログラム(案) 特別支援教育在り方検討委員会の提言 令和2年7月豪雨に係る被害状況と対応 SNSを活用した相談事業 公立学校施設の耐震化等の状況 教職員の働き方改革の推進 「ふるさと教育」に関するアンケート集計結果(小中学校分) 少人数学級編制に係る国制度改正への対応 中央教育審議会答申における高等学校教育の在り方と国の対応状況 しまねの学力育成推進プラン 国立大学法人島根大学教育学部との連携協力に関する覚書の締結

協議事項：教育行政に関する重要な事案または将来教育委員会において議決を要する事案で教育委員の協議を要するもの

(2) 教育現場等の視察

教育現場等の実状を把握することによって、教育課題への認識を深めるとともに、教育委員会会議における審議に活かすため、視察を行いました。

視察年月日	視察先
令和2年9月25日(金)	日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」(大田市)

(3) その他の活動

① 各種会議への出席

例年開催されている全国都道府県教育委員会連合会、中国五県教育委員会委員全員協議会などについて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、書面・オンライン等による開催又は中止となりましたが、開催された範囲内で、教育行政に関する情報収集に努めるとともに、他の都道府県の教育委員との意見交換を行いました。

開催年月日	会議名	開催地
令和2年7月16日(木)	全国都道府県教育委員協議会 全国都道府県教育委員会連合会総会	※書面
令和3年2月1日(月)	全国都道府県教育委員協議会 全国都道府県教育委員会連合会総会	※書面
令和3年2月3日(水)	都道府県・指定都市教育委員研究協議会	※オンライン

※中国五県教育委員会委員全員協議会は中止

② 国体選手、インターハイ選手の激励

国体に参加する各競技の強化練習会、強化試合会場の激励訪問、全国高等学校総合体育大会(インターハイ)の競技会場の激励訪問について、例年行っているところですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大会自体が開催されなかったため、行っていません。

2 令和2年度教育委員会の特徴的な動き

島根県教育委員会が行った令和2年度の取組、事業において、次に記載する特徴的な動きがありました。

①「しまね教育魅力化ビジョン」の進捗管理

ビジョンの施策番号	ー
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>(1) 目的 島根県教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2年3月策定。計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）の施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証して、特色ある島根の教育の推進を図る。</p> <p>(2) 事業内容 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に規定する、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検・評価の対象を「しまね教育魅力化ビジョン」の施策とすることによって、ビジョンの進捗管理を行う。 なお、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされているため、点検・評価報告書を総合教育審議会で審議する。</p> <p>2. 事業の実績及び効果 総合教育審議会における審議 R2.7：教育委員会の点検・評価報告書（令和元年度対象）について審議 ※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ書面開催</p> <p><参考> 「しまね教育魅力化ビジョン」と関連する計画 （計画期間はいずれも令和2年度から令和6年度までの5年間）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>○島根創生計画 「まち・ひと・しごと創生法」第9条に基づき、県が策定（県の最上位の行政計画）</p> <p>○島根県教育大綱 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第17条に基づき、島根県知事が定めた、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針</p>	

②「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の策定

ビジョンの施策番号	Ⅱ－（１）インクルーシブ教育システムの推進
1. 事業の目的及び事業内容の概要	
(1) 目的	
「しまね教育魅力化ビジョン」に基づき、特別支援教育の教育環境を充実させていくための、基本的な考え方や取組の方向性を示すビジョンを策定する。	
(2) 事業内容	
国や本県の特別支援教育をめぐる情勢や状況の変化に適切に対応し、特別支援教育のさらなる充実を図るため、「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定する。	
2. 事業の実績及び効果	
(1) 特別支援教育在り方検討委員会における検討	
R 元. 5 (第1回)	次期特別支援教育推進計画について検討 ① 本県の特別支援教育の状況
R 元. 6	学校視察（特別支援学校）
R 元. 7 (第2回)	次期特別支援教育推進計画について検討 ① 現行プランの成果と課題 ② 検討項目と検討スケジュール ③ 特別支援学校の職業教育・就業支援
R 元. 8 (第3回)	次期特別支援教育推進計画について検討 ① 特別支援学校の地域との連携 ② 医療依存度の高い児童生徒の安全・安心な教育環境 ③ 就学前の子どもへの支援
R 元. 10	学校視察（小・中学校、高等学校）
R 元. 10 (第4回)	次期特別支援教育推進計画について検討 ① 小・中学校の児童生徒と教職員への支援 ② 高等学校の生徒と教職員への支援
R 元. 12 (第5回)	次期特別支援教育推進計画について検討 ① 特別支援教育の理解・啓発 ② 切れ目ない支援体制 ③ 教職員の専門性の向上と人材育成
R 2. 1 (第6回)	次期特別支援教育推進計画について検討 ① 特別支援学校の通学支援 ② 関係機関との連携
R 2. 3 (書面会議)	提言（案）の検討
R 2. 3	「島根県の特別支援教育の在り方について」提言
(2) ビジョンの策定	
R 3. 2	「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」策定

③「しまね学力育成推進プラン」の策定

ビジョンの施策番号	I - (1) 基礎学力の育成
1. 事業の目的及び事業内容の概要	
(1) 目的	
<p>「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2年3月策定）において、学力を育む観点として、「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人づくり」を掲げている。その達成のため、県教育委員会と市町村教育委員会が共通認識のもと、義務教育段階から高等学校等までの系統性・連続性を持った施策の展開ができるよう、具体的な推進プランを策定する。</p>	
(2) 事業内容	
○実行期間	令和3年度～令和6年度
○方向性	<p>県教育委員会は市町村教育委員会と協働し、小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進する。</p>
○協働組織	<p>県教育委員会と市町村教育委員会が学力育成に向けての方針や情報を共有し、推進プランの進捗を管理するとともに、施策の検証・工夫改善等を随時行うために、「学力育成会議」及び「学力育成実務者会議」を設置する。</p>
○推進プランの柱	
・授業の質の充実	
<p>I C Tやふるさとの地域素材を有効に活用した、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の推進、教職員の指導力向上のための研修の実施</p>	
・家庭学習の充実	
<p>家庭学習の意義の共有、家庭学習を見通した授業・家庭学習へのI C T活用の研究、子どもの居場所との連携事業</p>	
・地域に関わる学習の充実	
<p>総合的な学習（探究）に関するガイドブックの作成と研修、小中高の連携と一貫性のある学習の検討</p>	
2. 事業の実績及び効果	
(1) 策定までの経過	
R 2. 7 下旬	第1回策定委員会（書面会議）
R 2. 8. 26	第1回策定委員会ワーキングチーム会議
R 2. 9. 2	第2回策定委員会
R 2. 9. 30	第2回策定委員会ワーキングチーム会議
R 2. 10. 5	第3回策定委員会
R 2. 10. 14～11. 16	学力育成会議（益田・隠岐・松江・浜田・出雲）で経過報告
R 2. 12. 24	第3回策定委員会ワーキングチーム会議
R 3. 1. 20	第4回策定委員会
R 3. 2. 4	市町村教育委員会へ意見聴取
R 3. 3. 26	教育委員会会議で報告
R 3. 3. 30	市町村教育委員会・県立学校へ送付
(2) プランの策定	
R 3. 3	「しまね学力育成推進プラン」策定

④「島根県幼児教育振興プログラム」の策定

ビジョンの施策番号	I - (3) 幼児教育の推進
1. 事業の目的及び事業内容の概要	
<p>(1) 目的</p> <p>島根県の幼児教育に係る現在の状況を踏まえ、以下の目的達成のため「島根県幼児教育振興プログラム（以下「プログラム」）」を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県の幼児教育の質の向上に向けた県の基本的な考え方を示し、県全体で幼児教育に取り組む気運の醸成を図る。 ・就学前までに育みたい子ども像を設定し、目指す子ども像の共有化を図る。 ・県、市町村、幼児教育施設等の役割を明確にし、それぞれが当事者意識を持ち、幼児教育の質の向上に取り組む体制の強化を図る。 ・県幼児教育センターの今後5年間の取組を明確にし、具体的な取組の共有化を図る。 <p>(2) 事業内容</p> <p>プログラムを活用し、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プログラムの周知や幼児教育推進シンポジウムなどの開催により、幼児教育の重要性への理解促進と、島根県の幼児教育における目指す子ども像などの共有化を図る。 ・市町村を対象に、本プログラムを活用し、幼児教育の重要性についての意識醸成に努め、市町村における幼児教育推進体制の強化を促す。 ・幼児教育施設、小学校などの幼児教育関係者を対象に、島根県における幼児教育の基本的な考えを、本プログラムを活用した集合型研修会や施設への個別訪問を通して、幼児教育の質の向上についての理解促進に努める。 ・本プログラムに記載のある幼児教育の質の向上を図るための重要な視点にたった調査・研究を行い、幼児教育関係者がP D C Aの実行ができるよう有効な情報を提供していく。 	
2. 事業の実績及び効果	
(1) 策定までの経過	
<p>H30. 9. 4</p> <p>H30. 11. 19</p> <p>H31. 1. 22</p> <p>H31. 3. 27</p> <p>R元. 6. 7</p> <p>R元. 9. 12</p> <p>R 2. 4. 13</p> <p>R 2. 5. 1～5. 31</p> <p>R 2. 7. 20</p> <p>R 2. 6. 9</p> <p>R 2. 6. 22</p> <p>R 2. 7. 22</p>	<p>第1回策定ワーキンググループ会議</p> <p>第2回策定ワーキンググループ会議</p> <p>第3回策定ワーキンググループ会議</p> <p>第4回策定ワーキンググループ会議</p> <p>第5回策定ワーキンググループ会議</p> <p>第6回策定ワーキンググループ会議</p> <p>第7回策定ワーキンググループ会議</p> <p>パブリックコメント実施</p> <p>第8回策定ワーキンググループ会議</p> <p>教育委員会会議にて報告</p> <p>文教厚生委員会にて報告</p> <p>関係機関へ送付</p>
(2) プログラムの策定	
<p>R 2. 7</p>	<p>「島根県幼児教育振興プログラム」策定</p>
(3) 研修会等の実績	
<p>新型コロナウイルス感染症予防のため、一部集合型研修の実施方法を変更</p>	
① 集合型研修	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育推進研修 参加人数 180人 ・幼少連携・接続研修 参加人数 一人（コロナ影響のため資料配布のみ 218人） ・保育教諭等合同研修 参加人数 160人 ・幼児教育推進シンポジウム 参加人数 226人（集合型は中止し、動画を配信） 	

② 個別訪問指導・研修

- ・ 幼児教育施設への訪問指導・研修等 493 回

＜ 県内幼児教育施設等県内 445 施設のうち、155 施設を訪問＞

③ 市町村指導・研修

- ・ 19 市町村へ個別訪問・指導及び全市町村担当者を対象に集合型研修を実施

- ・ 加えて、各市町村担当者が「① 集合型研修」へも参加する事例もある。

⑤「島根県文化財保存活用大綱」の策定

ビジョンの施策番号	V－（6）文化財の保存・継承と活用
1. 事業の目的及び事業内容の概要	
(1) 目的	<p>今後の島根県内の有形・無形の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、行政や文化財所有者、学校、民間団体、地域住民等が総がかりで、島根の文化財を次世代へ継承していくため、「島根県文化財保存活用大綱」を策定する。</p>
(2) 事業内容	<p>文化財保護法第183条の2の規定に基づく「文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱」として、「島根県文化財保存活用大綱」を策定する。</p>
2. 事業の実績及び効果	
(1) 島根県文化財保存活用大綱策定委員会における審議	<p>R 元. 10 大綱策定委員会の設置 基本的構成について審議</p> <p>R 2. 3 大綱（案）について書面審議 序章～第2章の素案</p> <p>R 2. 8 大綱（案）について審議 第3章～終章の素案</p> <p>R 2. 9 大綱（案）について書面審議 序章～終章</p> <p>R 2. 12 大綱（案）及び概要版（案）について審議</p> <p>R 3. 2 大綱（案）及び概要版（案）について議決（書面）</p>
(2) 教育委員会における審議	<p>R 2. 4 大綱（案）について協議 序章～第2章の素案</p> <p>R 2. 8 大綱（案）について協議 第3章～終章の素案 パブリックコメントの実施</p> <p>R 3. 2 大綱（案）について協議 パブリックコメント及び市町村への意見照会の結果</p> <p>R 3. 3 大綱（案）について議決</p>
(3) 大綱の策定	<p>R 3. 3 「島根県文化財保存活用大綱」策定</p>

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

ビジョンの施策番号	-
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p>	
<p>学校における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力低減し、子どもたちの健やかな学びを保障するため、市町村教育委員会や学校、家庭と連携をとりながら、県教育委員会が策定した「県立学校運営ガイドライン」等に基づいた各種取組を実施する。</p>	
<p>2. 事業の実績及び効果</p>	
<p>(1) 令和2年度の主な対応</p>	
<p>① 臨時休業</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月10日（金）～ 県内初の感染者判明により当該校休業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月15日（水）～ 松江市で発生したクラスターへの対応として松江市内の全ての県立学校を休業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月20日（月）～ 緊急事態宣言対象区域が全都道府県となったことへの対応として県内全ての県立学校を休業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月25日（月）～ 県内全ての県立学校を再開 	
<p>[臨時休業の考え方]</p>	
<p>新型コロナウイルス感染症の長期的な対応が見込まれる中、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障するため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、学校運営を継続する。</p>	
<p>② 県立学校運営ガイドライン</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日付け文部科学事務次官通知）を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」を策定（その後の状況変化や国通知等を受け、適宜更新） 	
<p>③ 寄宿舎</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄宿舎生の健康管理や基本的な感染症対策はガイドラインに提示 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休み等長期休業後の円滑な帰寮、入寮体制の確保（寄宿舎以外の宿泊施設対応） 	
<p>④ 部活動</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染発生等を踏まえ、部活動の中止又は再開の方針を決定し通知 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会等への参加や主催、また入場者の制限についてもガイドラインで方針を提示 	
<p>⑤ 社会教育施設</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県方針などに基づき各施設一定期間休館。また、施設ごとに定めた管理運営マニュアルや利用者向けの注意喚起チラシなどにより、感染防止対策を徹底 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が拡大した際には、県立青少年の家と県立少年自然の家を軽症者等の宿泊療養施設として利用 	
<p>(2) 危機管理体制</p>	
<p>① 島根県対策本部会議</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事をトップとする対策会議。教育長（若しくは副教育長）が出席 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言の発出、解除等に応じて開催。令和2年度は26回 	
<p>② 教育委員会対策本部会議</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育長を本部長として、庁内各課長で構成 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案に応じ、関連する課に限定して開催するなど、機動的に開催 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部会議の下、各課課長代理・総括GL等で構成する幹事会を設置 	
<p>③ 情報共有・連絡体制</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校における感染者発生等に速やかに対応するため、PCR等検査の受検及び結果について、家庭、学校、教育委員会で共有するよう連絡体制を構築 	
<p>④ 適時適切な情報発信</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国通知等を市町村教育委員会等へ速やかに展開・共有 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況変化等に応じ、県立学校運営ガイドラインを更新 	

⑦ 産業教育設備整備事業

ビジョンの施策番号

IV- (1) 地域を担う人づくり

1. 事業の目的及び事業内容の概要

専門高校等（15校）において地域や社会の発展を担う人材を育成するため、専門的な知識・技能が習得できる実習設備を整備する。

また、デジタル化時代に対応できる人材を育成するための実習設備を導入・更新する。

2. 事業の実績及び効果

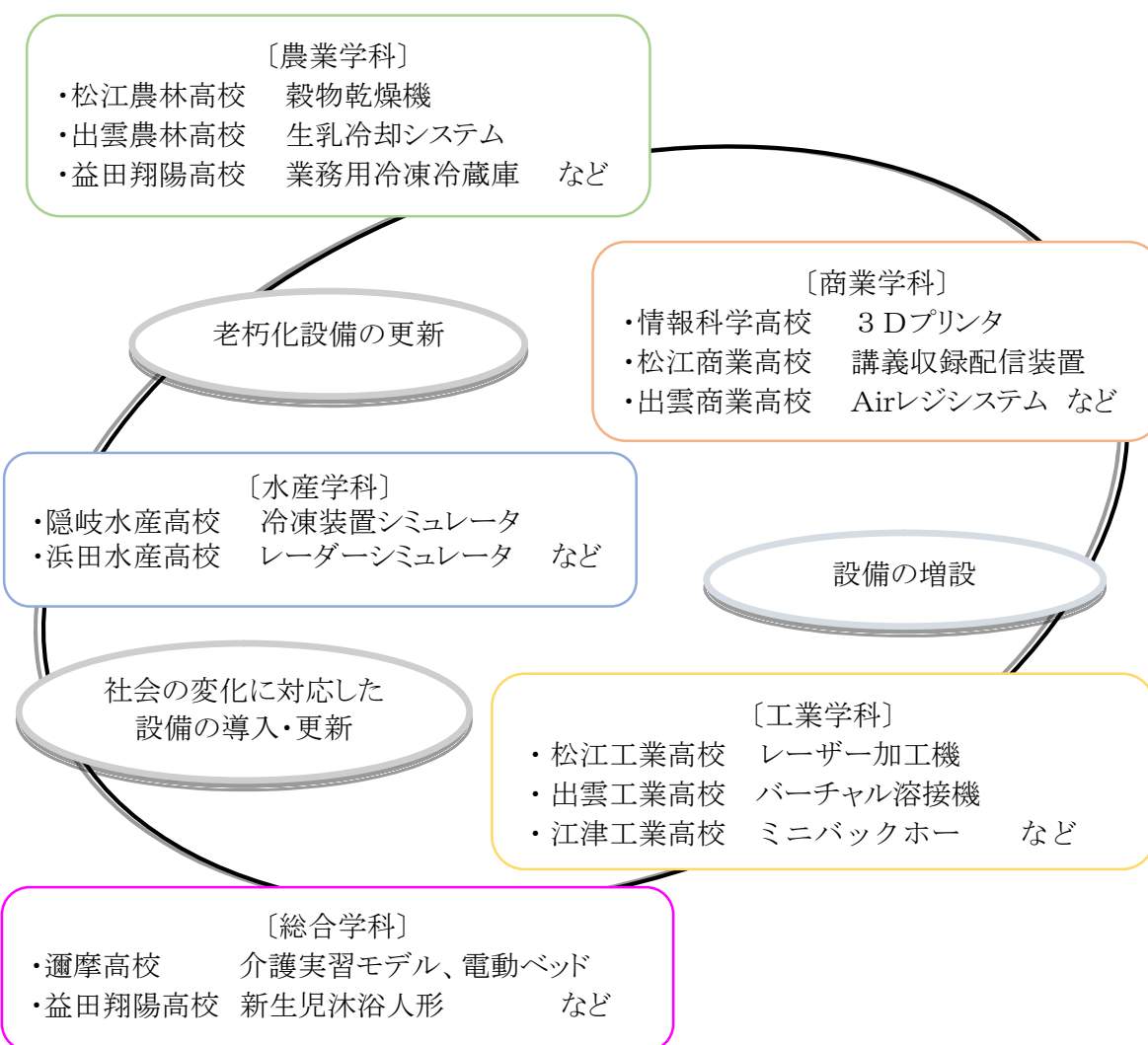
産業の各分野において即戦力となる人材を育成するための職業教育の充実が図られた。

老朽化した実習設備の更新 10校 30設備

〔コロナ対策〕密対策のための設備の増設等 14校 72設備

乗船実習の代替となる設備の整備 1校 1設備

3. 主な整備内容



⑧ 小・中学校少人数学級編制事業

ビジョンの施策番号

I - (1) 基礎学力の育成

1. 事業の目的及び事業内容の概要

生活指導と学習指導の両面において児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導を行い生活・学習環境を整え、基礎・基本の確実な定着や、個性・能力を伸ばす特色ある教育の充実を図るため、小学校低学年の多人数学級に対して 30 人学級編制かスクールサポート事業（非常勤講師の配置）のいずれか、小学校第 3 学年から中学校第 3 学年の多人数学級に対して 35 人学級編制を実施する。

2. 事業の実績及び効果

小学校 1・2 年は、1 学級の児童数が 31 人以上の学校を対象校とし、30 人学級編制を 43 校（通常の学級編制と比べて 54 学級増）で、島根スクールサポート事業を 5 校（12 学級に非常勤講師を配置）で実施した。

小学校 3 年以上は、1 学級の児童生徒数が 36 人以上の学校を対象校とし、小学校第 3 学年で 12 校、第 4 学年で 19 校、第 5 学年で 19 校、第 6 学年で 15 校、中学校第 1 学年で 17 校、第 2 学年で 22 校、第 3 学年で 21 校を実施した（通常の学級編制と比べ小中学校合わせて 125 学級増）。

児童の交友関係が把握しやすくなり、児童同士の間関係づくりに役立てたり、心の安定を図ったりすることができた。学習面で理解が不十分な児童への個別指導を行い、学習内容の習熟を図ることができた等の効果があった。

3. 少人数学級編制の見直し

少人数学級編制の見直しは、本県の厳しい財政状況の中で、「島根創生計画」に基づく子ども・子育て支援施策の充実などの人口減少対策を実施するための財源の一部を捻出するため、全国で最も手厚い水準で実施していた学級編制を、引き続き全国的には高い水準を維持したままその一部を見直すこととしたもの。

また、少人数学級編制の見直しに併せて、新たに課題解決のための加配を創設した。

（令和 3 年度：10 人、令和 4 年度：20 人、令和 5 年度～：40 人）

県として令和元年度に見直し方針を示した後、国制度改正により、小学校の学級編制基準は学年進行で 35 人に引き下げられるため、県の方針もこれを踏まえて変更する。

学校現場の複雑化・困難化する様々な課題に対して、少人数学級編制と課題解決のための教員加配をセットにして行うことにより、実情に応じたきめ細かい教育を推進する。

変更後の学級編制基準

（単位：人）

区分	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
～R2	30 (35)	30 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)
R3	30 (35)	32 (35)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	38 (40)
R4	30 (35)	32 (35)	35 (35)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	38 (40)	38 (40)
R5	30 (35)	32 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (40)	35 (40)	35 (40)	38 (40)	38 (40)
R6	30 (35)	32 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (40)	35 (40)	38 (40)	38 (40)
R7～	30 (35)	32 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (40)	38 (40)	38 (40)

()は、国の学級編制基準

⑨ 地域人材を活用した指導力等向上事業

ビジョンの施策番号	V- (2) 学びを支える指導体制の充実																
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>教員が子どもに向き合える時間を確保し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制を強化するため、地域の幅広い人材を活用する。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) スクール・サポート・スタッフ配置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校及び義務教育学校に教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフを配置する市町村に対して補助を行い、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備した。(7市39校) ・スクール・サポート・スタッフがプリント作成や印刷業務等を行うことで、教員の教材研究の時間の増につながり、児童生徒に関わる時間が増えた。 ・配置校では、教員一人一人の負担感が減り、超過勤務の軽減も図られた。 <p>[コロナ対策]</p> <p>家庭用教材等の印刷・保護者への連絡業務、健康管理等の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフの追加配置を希望する市町村に対し補助を行い、教員の業務負担を軽減した。(9市町98校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフが消毒等の感染症対策を行うことで、教員の負担感が減った。 <p>(2) 県立高校業務アシスタント配置事業</p> <p>県立高校の教員が本来の業務に専念し、より生徒と向き合う時間を確保できるよう環境を整えることを目的として、授業プリントの印刷・仕分け、学校案内・広報誌の制作、ホームページの管理などの業務を専門的に行う業務アシスタントを配置し、事務作業を一元化し集中処理することによる事務処理のスピードの向上と、教員が抱える事務作業の軽減化による教員の物理的・精神的負担の軽減、それに伴う教育の質の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12学級以上の県立高校19校及び地域と一体となった教育活動の一層の促進が求められる離島中山間地域の小規模校1校の職員室に、各1名の業務アシスタントを配置した。 ・教員が事務作業等に充てる時間が1月あたり約174時間分削減され(配置校の教員数平均49名として試算)、教員の物理的負担の軽減が図られた。 ・配置校の教員を対象としたアンケート調査において、84%の教員が多忙感の解消に役立ったと答えるなど、教員の精神的負担の軽減が図られた。 <p>[コロナ対策]</p> <p>保健管理業務の校内消毒作業、衛生用品の管理や健康観察文書のまとめ等、コロナ感染症に関わる事務作業等の業務を専門的に行う業務アシスタントを配置し、感染拡大リスクを低減して、学習環境を安全に整えながら教員が児童生徒と向き合う時間を確保した。(県立学校の本校47校及び掛合分校に各2人)</p> <p>(3) 部活動指導員地域指導者活動支援事業</p> <p>専門的な技術指導力を備えた部活動指導員及び地域指導者を配置することで公立中学校・県立学校の部活動の活性化及び地域社会との連携により、部活動の活性化及び生徒の技術面の向上を図ることができた。また、部活動顧問教員の業務や精神的負担の軽減につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員 <table border="0"> <tr> <td>配置部活動数</td> <td>公立中学校</td> <td>運動部：10部</td> <td>文化部：1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県立学校</td> <td>運動部：19部</td> <td>文化部：11部</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>公立中学校</td> <td>国 1/3</td> <td>県 1/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県立学校</td> <td>市町村 1/3</td> <td>県 10/10</td> </tr> </table>		配置部活動数	公立中学校	運動部：10部	文化部：1部		県立学校	運動部：19部	文化部：11部	負担割合	公立中学校	国 1/3	県 1/3		県立学校	市町村 1/3	県 10/10
配置部活動数	公立中学校	運動部：10部	文化部：1部														
	県立学校	運動部：19部	文化部：11部														
負担割合	公立中学校	国 1/3	県 1/3														
	県立学校	市町村 1/3	県 10/10														

・地域指導者

配置部活動数	公立中学校	運動部：122部	文化部：41部
	県立学校	運動部：59部	文化部：77部
負担割合	公立中学校	県 2/3	市町村 1/3
	県立学校	県 10/10	

(4) 学校教育活動支援員配置

[コロナ対策]

学校再開後の授業で内容の定着が不十分な生徒に対してきめ細やかにフォローができる学習支援員を県立高校及び特別支援学校に配置、また、学習支援員の配置を希望する市町村に対してその配置に要する費用の補助を行った。（県立学校 41校及び8市町 84校）

- ・学校運営にあたって3密を避けるための環境づくり等、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など児童生徒の学びの保障をサポートした。
- ・学習指導員が、学習内容の定着が不十分な児童生徒への個別指導等を行うことにより、教員の負担軽減につながった。

⑩ 未来の創り手育成事業

ビジョンの施策番号

I - (1) 基礎学力の育成

1. 事業の目的及び事業内容の概要

子どもたちに「生きる力」を育むため、学校図書館やICT機器を活用しながら他者と協働して自分の考えを深める協調学習を推進することで、授業の質の向上を目指す。

[コロナ対策]

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等に備え、学習の遅れが生じないように対策を実施する。

2. 事業の実績及び効果

(1) 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善プロジェクト事業

研究推進校（小学校5校、中学校5校）において、目指す子ども像を柱に「主体的・対話的で深い学び」の捉えを明確にしながら研究を進めた。授業研究については、各教育事務所の担当指導主事が関わりながら進めつつ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、公開範囲を限定して行うなどの工夫をしながら、研究成果を普及するための公開授業を行った。また、公開ができない場合には授業の様子DVDに収め、貸し出すことを行った。

東大C o R E F主催のオンラインセミナーに参加したり、埼玉県派遣教員と協働した研修・研鑽を重ねた。指定校研究教員（高校5校・11名）が研究授業等を積極的に行っていくことで、各校の授業改善にも寄与し、事業に関わる教員（研究担当者・サポートメンバー）は、令和元年度24名から40名に増加した。

(2) 教育ICTモデル校事業

新たな資質・能力を育む授業改善等に資するICT機器をモデル校（津和野高校・大田高校・松江南高校）で活用することにより、その効果や必要なスペックを検証した。検証結果に基づいた全県配備機器を検討したほか、ICTを活用した取組を発信してICTを活用した授業づくりに役立てるなど、令和4年度からの新学習指導要領の円滑な実施と1人1台端末の導入に向け全県立高等学校に展開する実証実験を行った。

(3) 学びのサポーター配置促進事業

学びのサポーター養成に向けた研修を県内5会場において各3回実施し、期待される4つの役割について学校司書及び市町村教育委員会担当者の理解を深めた。

(4) 学校図書館活用教育研究事業

県内5小学校及び4中学校を研究校に指定し、より多くの教科における学校図書館を活用した授業の研究実践を支援した。また、授業実践例を県ホームページに公開し、県内への普及を図った。

(5) 県立高校図書館教育推進事業

12学級未満の県立高等学校17校に学校司書を配置し、学校図書館活用教育の推進を図った。また、経験3年以下の学校司書が経験豊かな学校司書から指導助言を受けたり、5年以下の司書教諭が県立図書館等で開催される研修に参加したりすることにより資質の向上を図った。

[コロナ対策]

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業時の家庭学習をはじめ、児童生徒が在宅で過ごす時間に活用するため、県立学校の図書館の蔵書の充実を図った。

(6) 司書教諭養成事業

司書教諭の役割が学校図書館活用教育の推進に欠かせないことから、放送大学受講に係る費用を単位取得状況に応じて支援した。

(7) 教育みえる化基盤事業

アンケートデータ等をもとに「みえにくい力（非認知能力）」のデータ化と、認知能力と結びつけた分析の実証を行った。また分析について教員の理解を深めるためワークショップを開催した。

(8) 高等学校臨時休業時の学習支援

[コロナ対策]

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に備え、学習の遅れが生じないように、外部回線の強化とクラウド構築及びICT機器未所有者への貸出用端末・Wi-Fi環境整備等、遠隔授業のための環境整備を実施した。

⑪ 教育魅力化人づくり推進事業

ビジョンの施策番号	Ⅲ－（１）地域協働体制の構築
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>新学習指導要領及び県立高校魅力化ビジョンに基づき、学校と地域が協働した人づくりを推進し、「主体的・対話的で深い学び」、「社会に開かれた教育課程の実現」に取り組む学校や市町村等を支援する。</p> <p>また、地域の人々とともに自然体験や社会体験等を通じて、地域社会の一員としての自覚や社会性を育み、地域課題に向き合うことで、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めるため、児童生徒を対象としたふるさと教育を県内全ての公立小中学校で実施する。</p> <p>[コロナ対策]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、魅力化コーディネーター等の資質向上を目的とした研修会や、魅力化に関する各種会議等については、予算執行の工夫により、出来るだけオンライン環境を活用した開催に努めた。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) 高校魅力化コンソーシアム運営支援事業</p> <p>教育的機能と地方創生的機能を持つコンソーシアムの運営について、運営マネージャーの配置費を4校（横田、飯南、益田、益田翔陽）に支援し、地域協働体制の整備、関係機関との調整などコンソーシアムの円滑な運営に重要な役割を果たした。</p> <p>(2) 高校魅力化コンソーシアム先導モデル創出事業</p> <p>県内4地域のコンソーシアム（松江東、松江農林、雲南〔大東、三刀屋、掛合〕、津和野）において、先駆的なコンソーシアム運営を展開し、集約した知見を県内全域に展開した。</p> <p>(3) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業</p> <p>県内6高校において、社会に開かれた教育課程の実現に向け、コンソーシアムを活用しながら、地域と連携したカリキュラムの構築に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施校（令和元～3年度）松江東、平田、出雲農林・実施校（令和2～4年度）情報科学、矢上、隠岐島前 <p>(4) 学校・地域創造活動費</p> <p>県内のコンソーシアム等で実施する、地域課題の解決等を通じた学びを推進していくための活動費を支援した。</p> <p>ここで取り組んでいる地域をフィールドとした課題解決型学習などにより、高校生の学びの場が地域へと広がり、地域とのつながりや地域住民とのコミュニケーションを通して「学びに向かう力」が高まり、他者との関わりの中で培う「思考力・判断力」や他者に伝えるための「表現力」などの育成が図られた。</p> <p>(5) 教育魅力化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">・課題解決型学習推進事業 <p>全ての県立高校で取り組んでいる課題解決型学習の推進に向け、県教委の探究学習専任担当者を中心に、高校や地域を対象にした研修会の実施や各高校への伴走等により支援した。</p> <p>また、1年間の探究学習の成果を発表する場を設け、各高校間で学び合う場を創出した。</p> <ul style="list-style-type: none">・魅力化評価システム <p>成果の見えにくい「教育の魅力化」について、生徒、教職員、地域の大人たちに対して「地域の学習環境」「生徒の成長」などを検証するアンケートを行い、結果を詳細分析し、施策のPDCAに活用した。</p>	

・キャリア・パスポート事業

生徒一人一人のキャリア形成と自己実現を図るため、生徒が活動を記録し蓄積する教材（キャリア・パスポート）を導入し、キャリア教育の推進を図った。

・県外生徒募集事業

島根で学ぶ生徒にとって、多様な価値観との出会いや、視野の広がり、交流の拡大やコミュニケーション力の向上を図るため、オンライン等による県外からの生徒募集を行った。

公立高等学校における県外入学者数

H27	H28	H29	H30	R 元	R2
151 人	184 人	184 人	179 人	195 人	199 人

・魅力化コーディネーター共学共創事業

高校魅力化コーディネーター等の育成や、横の連携（ネットワーク）を強化するため、オンラインを活用した情報共有や研修会を開催したことにより、教育魅力化に携わる人材の育成が図られた。

(6) 市町村交付金

家庭・地域と連携してふるさと教育を実施するため、市町村に対して助成した。

小中学校9年間を通した発展性・系統性のあるふるさと教育とするため、全中学校区で全体計画を作成したうえで実施したほか、中学校区の支援体制のネットワーク化を実施する市町村に対して助成した。

(7) 学校と企業等との連携

学校の教育活動を支援する企業等を募り、学校支援協力企業等として登録された企業等の支援内容情報を県のホームページに掲載した。

・令和2年度末の学校支援協力企業等：306社（団体）

(8) 系統的・発展的ふるさと教育の充実

ふるさと教育に関連してキャリアパスポートを活用することで、小中高を通した縦の学びの連続性の確保と、学校・家庭・地域による横のつながりの充実強化を図った。

⑫ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

ビジョンの施策番号	Ⅱ－（５）外国人児童生徒等への支援
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p>	
<p>帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制整備を図る。</p>	
<p>2. 事業の実績及び効果</p>	
<p>(1) 日本語指導が必要な児童生徒教育研修の実施</p>	
<p>日本語指導が必要な児童生徒が在籍する全ての公立小中高等学校の学校関係者を対象に、外部から講師を招き、専門的・実践的な研修を行った。年間2回実施予定であったが、1回目は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために中止した。</p>	
<p>(2) 市町村への支援</p>	
<p>帰国・外国人児童生徒等の受入から卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、帰国・外国人児童生徒が急増している出雲市と支援体制の構築が必要な邑南町が実施する公立学校への受入促進、日本語指導の充実（初期集中指導教室の設置等）、保護者を含めた支援体制の整備等に係る取組への支援を行った。</p>	
<p>(3) 県立学校での受入体制、指導体制の充実</p>	
<p>出雲市を中心として増加している外国人生徒の県立高等学校への受入を宍道高等学校とし、学校設定科目「日本語理解」の開講や、そのための体制整備として、令和3年度から教員の加配や日本語指導員を配置する。今後、運営協議会や連絡協議会などを通じて、日本語指導が円滑に行われるように支援していく予定である。</p>	
<p><これまでの経過></p>	
R 2. 8. 下旬	関係市教育委員会、団体と協議（出雲市教育委員会、しまね国際センター、NPO法人エスペランサ）
R 2. 9. 17	先進校視察（オンライン・・・岐阜県立東濃高等学校）
R 2. 10. 8	教育委員会承認（重点受入校・・・宍道高等学校）
R 2. 10. 23	文教厚生委員会報告（重点受入校・・・宍道高等学校）
R 2. 11	「公立高校入学のためのガイドブック」作成
R 2. 11. 中～下旬	出雲市拠点校3校（斐川西中学校・出雲第三中学校・出雲第二中学校）において、公立高等学校の受入体制の説明会を実施
R 3. 3. 11	宍道高等学校における日本語指導員選考試験の実施
R 3. 3. 16	文部科学省「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」内定

⑬ 悩みの相談事業

ビジョンの施策番号	Ⅱ－（４）課題を抱える子どもへの支援
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>全国的に生徒指導上の課題が深刻化している中、いじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラー等を配置する。</p> <p>[コロナ対策]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に伴う不安など、児童生徒等の心のケアに適切に対応する。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) 心の相談事業</p> <p>松江・浜田の教育センターに教育相談員を配置し、「いじめ相談テレフォン」の開設及び来所相談を受け付け、いじめ等の相談に応じた。また、中高校生にとって気軽に相談しやすいSNSを活用した相談窓口を開設し、土・日・休日の相談を含め、児童生徒及び保護者の悩みに有効な相談活動を行った。</p> <p>(2) スクールカウンセラー配置事業</p> <p>スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を全ての公立学校に配置した。</p> <p>児童生徒、保護者の相談にあたったほか、教員へのコンサルテーション等により不登校等の予防・解決を図った。</p> <p>(3) 子どもと親の相談員配置事業</p> <p>子どもと親の相談員を小学校 30 校に配置し、児童の話し相手になることや、保護者の相談を受けるなど、教育相談体制や生徒指導体制の充実を図った。</p> <p>不登校傾向を示す児童が安心して学校で生活できる環境づくりを行った。</p> <p>(4) スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <p>児童生徒がおかれた様々な環境の問題に対処するため、学校と関係機関等との連携が円滑に進むよう調整等を行うスクールソーシャルワーカーを全市町村（中核市を除く）に配置した。県立学校へは、宍道高校及び浜田高校定時制・通信制に配置し、他の県立学校へは申請に応じて派遣した。特に学校と家庭と関係機関との福祉的な調整役として連携を図った。</p> <p>(5) 教育相談員配置事業</p> <p>定時制・通信制を併置する宍道高校及び浜田高校定時制・通信制並びに三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置し、不登校や問題行動等の課題を抱える生徒に対して、個々の生徒に応じた具体的な支援を行った。</p> <p>[コロナ対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等による相談体制の拡充 <p>新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に伴う学習への不安など、児童生徒の心のケアに適切に対応するため、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員及び教育相談員による相談体制を拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悩みの相談事業 <p>新型コロナウイルス感染症への対応による生活の変化等に伴い、児童生徒の心のケアに適切に対応するため、SNSによる悩みの相談の期間の延長や電話相談窓口等の周知を強化するとともに、教育センターによる相談体制を拡充した。</p>	

⑭ インクルーシブ教育システム構築事業

ビジョンの施策番号	Ⅱ－（１）インクルーシブ教育システムの推進
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要 全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成する。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) 特別支援学校機能向上事業 新学習指導要領に対応した内容の実践研修を行い、指導力の向上を図った。</p> <p>(2) 小中学校等特別支援教育充実事業 教育・福祉・医療・労働分野等関係部局・関係機関による連携協議会の運営により、個別の教育支援計画の作成・活用及び引継ぎを推進し、切れ目ない支援の体制づくりを行った。</p> <p>(3) 高等学校特別支援教育体制整備事業 隠岐圏域を除く松江・出雲・浜田・益田の4圏域の県立高校で、高等学校特別支援教育推進教員を指名し、高等学校同士のネットワークや圏域の中学校とのつながりを構築した。 また、通級実施校4校に加え、県内4校で難聴生徒への巡回による通級指導を開始し、通級体制整備の充実を図ることができた。</p> <p>(4) 新しまね特別支援教育推進プラン検討事業 特別支援教育あり方検討委員会の提言を踏まえ、令和3年度から10年間の「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定した。</p> <p>(5) 盲学校幼稚部設置準備事業 令和3年度の盲学校幼稚部開設に向け、視覚障がい児への早期支援に関する指導体制や指導内容等の検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚部試行（対象幼児1名、担当教員2名） 登校日数 78日（1学期：週2日 2学期・3学期：週3日） 幼稚部教員配置のための代替非常勤講師の配置 保護者送迎に係る費用弁償 ・幼稚部設置準備運営委員会 6月：盲学校幼稚部における指導領域、指導内容の確認 8月：幼稚部試行を踏まえ、適切な学習環境、必要な教材教具等を検証 10月：幼稚部入学に向けた市町村教育委員会との情報共有 12月：令和3年度幼稚部入学者（見込み）の実態把握、指導体制を検討 3月：盲学校幼稚部開設事業による教育環境整備、人材育成について説明 ・教育環境の整備 遊具（屋外ブランコ、屋内滑り台）、幼児用学習机・椅子 幼児用視力検査用器具 	

⑮ ふるさと人づくり推進事業

ビジョンの施策番号	IV- (1) 地域を担う人づくり
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>次代を生きる子どもたちの育成にあわせて、地域づくりを担う人づくり、人の還流づくりのモデルを創出し、波及させるとともに、人づくりの基盤となる市町村の社会教育機能の強化を図る。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) ふるさと活動モデルづくり事業</p> <p>高校生を中心に、子どもたちが地域の中で自ら企画し、取り組みたいことを実現させるため、地域の大人と関わりながら活動を行うための活動費を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施市町：4市町（川本町、益田市、津和野町、吉賀町） <p>また、地域活動に取り組む子どもたちや大学生、関係団体等の交流会を開催した。実施市町に留まらず県内各地の団体が参加し、活動を紹介し合うことによって、お互いに刺激を受けたり、つながりを広げたりするきっかけとなった。</p> <ul style="list-style-type: none">・交流会参加団体数：26団体 <p>(2) 公民館等を核とした人づくり機能強化事業</p> <p>市町の計画に基づき、公民館等職員の人材育成やスキルアップを目的とした公民館等職員に対する独自の研修を行う際の研修費や、社会教育主事講習の受講費等を支援した。</p> <p>また、公民館を中心とした人づくりを図ることを目的として、公民館が地域住民を巻き込む取組を進めるため、地域課題を解決するためのグループワークや計画策定費等を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施市町：6市町（安来市、川本町、邑南町、益田市、吉賀町、海士町）	

⑩ 社会教育士（主事）の確保・養成事業

ビジョンの施策番号

IV－（２）社会教育における学びの充実

1. 事業の目的及び事業内容の概要

学校と地域との協働による人づくりや多様な主体の参画による地域を担う人づくりを推進していくため、高等教育機関等と連携し、人づくりや地域づくりについての専門的知識やノウハウを持った社会教育士等の養成と資質向上を図る。

2. 事業の実績及び効果

(1) 高等教育機関と連携した社会教育士（主事）等人材育成事業

島根大学が文部科学省から受託して開講する社会教育主事講習に対し、県からもICT環境の整備や支援体制の充実に対する支援として一部経費を負担した。受講者は、定員30名に対し全国から67名、内、県内からは31名の申込みがあった。最終的には、大学が36名に定員を増やして受け入れ、県内からは22名が受講し、社会教育士の養成・確保につながった。

(2) 社会教育士（主事）の共学ネットワーク形成

社会教育士（有資格者）や社会教育主事等を対象に、資質向上に資する研修会やネットワークづくりのための交流会等を開催した。

3 点検・評価

I 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育

(1) 基礎学力の育成

- 市町村等と連携・協働し、「全国学力・学習状況調査」及び「島根県学力調査」の結果分析に基づいた指導の改善を推進します。
- 発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにするため、小学校、中学校、高等学校でその意義や目的を共有し、協調学習の考えを取り入れた授業改善に取り組みます。
- 学校図書館活用教育や、学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげる取組を進め、言語能力や問題発見・解決能力等を育成します。
- 子どもたち一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成します。
- ポートフォリオなど個別の学習履歴を活用して、個々の理解度・到達度に応じた効果的な学習となるよう指導します。

名称	小学校スクールサポート事業		所属	学校企画課
目的	対象	31人以上の学級の小学校1・2年生	目指す状態	集団生活に早期に適応でき、学びの基礎を身につけるようにする。
成果	<p>【30人学級編制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童同士及び担任と児童の関わりが増え、安定した人間関係を基盤とした安心感のある学校生活につながった。 ・児童一人一人に担任の目が行き届きやすくなり、個に応じた学習指導ができた。 <p>【非常勤講師（SS）配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導が必要な児童への対応が日常的にできた。 ・個別指導により基礎学力の向上につながった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣が身につけていない児童、学習が遅れがちな児童、不登校傾向の児童など個別支援や保護者対応が一層必要となっている学校が多くある。 ・保護者の学校や担任への要望が多岐にわたり、より丁寧な指導を求める声がある。学校全体で児童指導や特別支援教育の立場からサポート体制をさらに充実させる必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級編制基準の見直し実施に伴い、スクールサポート事業は廃止し、後継的事業として、小学校1・2年生及び中学校1年生において少人数学級編制を実施しない場合に常勤又は非常勤講師を配置する少人数学級編制代替支援事業を実施する。これにより、学校現場の実情に応じて柔軟な教員配置が行えるように少人数学級編制事業を再構築する。 			

名称	未来の創り手育成事業（授業改善・ICT）		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒、教職員（学校司書等を含む）	目指す状態	子どもたちに「生きる力」を育むため、学校図書館やICTを活用しながら他者と協働して自分の考えを深める協調学習を推進することで、授業の質の向上を目指す。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善プロジェクト →高等学校は拠点校2校・モデル校3校を指定した。浜田市教育委員会と合同研修会を実施する等、小中学校との連携を深めた。 ・高校魅力化アンケートによれば、「学習活動や学習内容について生徒同士で話し合っている」と回答した生徒は、全学年平均86.0%（R元:83.7%, H30:78.8%）、高3生に限ると86.7%（R元:84.0%, H30:74.6%）であった。他者と協働しようとする生徒の割合が高まっている。 			

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は「生徒同士の話し合い」の回数だけでなく内容を重視する生徒が増えることが予想されるため、話し合いの質の充実を意識した指導が必要である。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大状況下で、協調学習に関わる研修や公開授業を広く公開することができなかった。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協調学習の考えを生かし、小中高で連続性を持った「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の手法や成果を県内に普及する。 ・ 教育ICTモデル校の取組をさらに充実させ、生徒一人一台端末を活用した授業手法や教育支援ツールの有効な活用方法等を検証し、その成果を普及する。

名称	学力育成推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	公立小中学校及び県立学校の児童生徒	目指す状態	児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や学びを生かす力の伸長を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の高校魅力化アンケートによれば、質問項目「情報を、勉強したことと関連づけて理解できる」と回答した生徒の割合は、全学年で75.6%（R元：71.4%）、高3生に限ると78.0%（R元：75.0%）であった。情報を学習内容と関連づけて理解を深める生徒の割合が高まっている。 ・ しまね数リンピックの参加者826名＜自宅開催＞（R元：972名）、科学の甲子園ジュニアの参加者45名＜Web開催＞（R元：102名）、科学の甲子園の参加者54名（R元：72名）であった。コロナ禍で実施方法の変更があったが、一定数の参加が認められた。 ・ 県学力調査質問紙項目「学校に行く日は、学校の授業時間以外に、1日にどのくらい勉強しますか」の1時間以上学習する児童生徒の割合が高まっている。 （小6 R元：63.8% R2：69.3% 中2 R元：51.7% R2：56.5%） 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校においては、令和4年度からの新学習指導要領の本格実施に向けて、授業計画作成等の準備が十分ではない。 ・ 授業で学んだことを、ほかの学習に生かそうとする意識は昨年度より下がっている。（小6 R元：83.8% R2：74.3% 中2 R元：69.7% R2：67.5%）各教科の学習が地域や社会の役に立つことについて理解を深めていかなければならない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校においては、「教科研修事業」指定校で新学習指導要領に基づく授業や学習評価のあり方について研究を進め、令和4年度からの本格実施に向けて成果を各校へ普及する必要がある。 ・ 未来の創り手育成事業の授業改善プロジェクト事業3年次の成果をまとめ、各教科の学びが社会や生活で活かされる好事例を広く県内に普及し、教員の意識改革を行うとともに、子どもたちの学ぶ意欲の向上を図る。 ・ 各種の学力調査結果を踏まえた授業の分析、改善方法を提示することにより、各学校のマネジメント機能の強化を図り、授業と家庭学習、学びを生かすことのできる地域に関わる学習の好循環を生み出す取組を進める必要がある。 			

名称	へき地・複式教育推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式学級を有する小学校の児童、教員 ・ へき地の公立学校の児童生徒、教員 	目指す状態	児童・生徒に対して効果的なへき地・複式教育を実践する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式教育推進指定校で研究授業を行うことで、学年別指導に係る理解が深まった。また、公開授業を通して学年別指導の実践を県内に広く公開することができた。コロナ禍において公開授業を中止した学校については、授業の様子を録画し希望者に貸し出した。 ・ 令和2年度複式教育推進指定校事業リーフレットを発行することで、複式教育推進指定校による学年別指導の研究結果等、複式教育に関する情報を発信できた。 ・ 学習指導要領の改訂に併せ改訂した「複式学級指導の手引き」を公開授業や研修等 			

	で積極的に公開し、各学校の指導に生かせるよう支援した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 複式学級を有する学校において、学年別指導の教科指導が算数等に限られており、広がりがなかなか見られない。 複式学級を有する学校において、より効果的な複式教育や複式学級指導への理解及び実践がまだ十分ではない学校が見られる。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 全県に複式教育に対する理解が進むよう、次のとおり対応する。 <ol style="list-style-type: none"> リーフレットの内容を見直し、事業の成果等をより分かりやすくまとめ、複式学級指導に生かせるようにしていく。 改訂版「複式学級指導の手引き」を活用した研修を実施する。

(2) キャリア教育の推進

- 就学前から高等学校までの各段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、学校種ごとの目標を関連付けながら、教育活動全体を通して系統的なキャリア教育に取り組みます。
- 「どこでどう暮らすか」といった観点で、子どもたちが自身のライフプランを考える機会をしっかりと設け、授業や地域での体験学習等を通して学んだことと結びつけて、仕事、家庭生活、地域社会とのつながり等の様々な側面から自らの人生設計を考える教育を推進します。
- 職場体験、地元企業でのインターンシップ、まち探検や地域課題解決型学習などの体験的な学習が、教科の学習とどのようにつながっているかを子どもたちに伝えることで、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性について子どもたちの理解を深める取組を推進します。
- 子どもたちが自らの学びを振り返り、将来への見通しをもつなど、自分の変容や成長を実感するとともに、主体的に学びに向かう力を育めるよう「キャリア・パスポート」の作成・活用に取り組みます。

名称	キャリア教育の推進		所属	教育指導課
目的	対象	幼児教育施設、公立小中学校及び県立学校の幼児児童生徒、教職員等	目指す状態	就学前から高等学校までの各段階において、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度が育まれる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 集合型研修、出前講座、初任者研修等を通して、各教科等の学びと社会とのつながりを意識した授業づくりの必要性について理解を深めたことで、各学校等においてキャリア教育の重要性の意識が高まった。 インターンシップ、企業見学等の取組も活発に行われたことで、多くの生徒に社会と関わる機会が増え、社会性を身に付けさせることができた。 全ての小・中・高・特別支援学校等で「キャリア・パスポート」を実施した。 令和2年度から始まった「キャリア・パスポート」の校種間接続の周知を図った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップや企業見学など活動の実施自体が目的となり、事前事後の学習の欠落や、実施後の教員間の振り返りなど、今後のキャリア教育の質を上げるためのPDCAをうまく回していないところもある。 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、職場体験、インターンシップの実施を控える学校があった。 子どもたちに対するキャリア教育の効果検証が必要である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末に作成した「キャリア教育ハンドブック」を活用した研修を実施し、「キャリア・パスポート」の効果的な活用を通じたキャリア教育の推進を図っていく。 各教科等の学びと社会とのつながりを実感し、生き方や将来の自分のあり方について考えることができるよう、様々な体験活動を教科等の学習と関連付ける必要性を継続して広めていく。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた職場体験、インターンシップの実施手法について、県内外の取組例を収集し、周知していく。 ・地域素材を活用した、小中学校における「ふるさと教育」、高等学校における「地域課題解決型学習」を有機的に接続し、キャリア教育の系統性を高めていく。
--	--

(3) 幼児教育の推進

- 幼児教育の必要性や取組内容を共有し、行政、幼児教育施設及び小学校、保護者、地域が一丸となって、幼児教育の質の向上に取り組むため、「島根県幼児教育振興プログラム」を作成し、市町村等・幼児教育施設など関係者と共有します。
- 幼児教育施設が幼児教育に係る共通理解のもとで質の向上を図るため、実践事例集の作成・配布や職務に応じた研修を支援します。
- 幼児教育施設と小学校が目指す子どもの姿を共有し、円滑な接続を図るため、それぞれの教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組を推進します。

名称	幼児教育総合推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	乳幼児、児童、保護者、保育者、小学校教職員、市町村	目指す状態	県内の全ての幼児教育施設において質の高い幼児教育を提供する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の新型コロナウイルス感染症予防対策で、様々な研修等の制約があったものの、各市町村で、幼児教育の重要性について意識向上の広がりが見られた。 ・特に、令和2年度に新たに幼児教育アドバイザーを配置した益田、隠岐で研修意欲が高まってきている。 ・保育参観による指導・助言を希望する幼児教育施設が増え、自園所での研修意欲が高まっている。 ・幼児教育施設において幼児教育の質の向上への意識が高まるとともに、市町村の意識向上等が図られつつある。令和5年度までに市町村幼児教育アドバイザー等の配置予定市町村は16市町村である。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後求められる幼児教育では、自園所が保護者、地域とともにPDCAを活用した保育や経営等のさらなる改善が必要である。 ・今後求められる幼児教育の取組について、地域によって格差が生まれている。 ・各市町村において市町村幼児教育アドバイザー配置の必要性が意識されつつあるが、幼児教育施設に対しての具体的な指導内容や手法が身に付いていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域内の幼児教育施設の指導を県幼児教育センター頼みの体制とせず、市町村自らが主体的に指導できる体制を構築するよう促していくため、市町村の自走を促進するとともに、市町村がスキルを身に付けることを支援する県幼児教育アドバイザーを各教育事務所管内に1名ずつ配置する。（松江、出雲、浜田、益田、隠岐） ・なお、県アドバイザーの配置は、幼児教育の質の向上に加え、新型コロナウイルス感染症対策の取組が進んでいる市町村の事例を県全域に拡散していくミッションも併せて担うことも想定している。 			

名称	新規採用教員資質向上事業		所属	教育指導課
目的	対象	新規採用幼稚園教員	目指す状態	教員として必要な実践的指導力と資質を身に付ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・園が研修年間指導計画を作成して、組織的、計画的に研修を実施しており、その中で、新規採用幼稚園教諭に対し適切な指導・助言が行われ、新規採用幼稚園教諭は基本的な指導力が育成された。 ・園内研修のために派遣する研修指導員については、新規採用幼稚園教諭の配置園長との連携が常時図られている状況が生まれつつあるため、各園からは肯定的な評価を得ている。 			

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後求められる幼児教育や、質の向上を図る園経営のあり方について、未だ研修指導員及び園長等管理職の理解が部分的に不足しているところがある。 ・該当の園長との情報交換は常時行われているものの、OJTまで至っていない幼稚園があり、新任教諭の2年目、3年目における資質向上についての指導が、先輩教員の属人的な指導能力に依存している園もある。 ・研修指導員の後継者が不足している。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・研修指導員に対して、年2回の研修を行い、今後求められる幼児教育の質の向上を図る園経営のあり方について理解促進を図る。 ・園の管理職、ミドル世代のマネジメント力の向上を図り、長期的、組織的な人材育成を図ることができるよう、キャリア別の研修を充実することで、園の全教職員での新任研修が実施できる体制構築を促す。 ・今後は、新規採用教員資質向上事業を島根県幼児教育総合推進事業の中に組み入れ、より広範に、新任教諭の指導・支援体制の構築を図る。 ・これにより、新任の幼稚園教諭だけでなく、保育所、保育所型認定こども園等の該当者の人材育成にもつながる。

(4) 読書活動の推進

- 子どもたちの発達の段階に応じた読書活動を通じて、乳幼児期からの読書習慣の定着や学校図書館活用教育を推進します。また、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、子どもの読書を支える人材育成や環境整備に努めます。
- これからの子どもたちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科横断的に授業で利活用する学校図書館活用教育を推進します。
- 学校図書館活用教育を一層推進するために、各自治体及び各学校において研修の機会を確保します。

名称	子ども読書活動推進事業（学校司書等配置）		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒、教職員（学校司書等を含む）、保護者	目指す状態	学校図書館の充実と活性化を図ることによる、豊かな心（感性・情緒）、思考力・判断力・表現力等を身に付けた子どもの育成を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書等の全校配置が継続されることで、各学校において「人がいる図書館」の有効性が認知されるとともに、より勤務時間の長い勤務区分の学校司書が増加している。 ・学校図書館の環境整備や読書活動の充実がなされることで、「読書センター」としての機能が向上してきている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の学習センター機能や情報センター機能に対する取組の充実を図る必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し、学校図書館を活用した教育の具体的なイメージやその意義の理解が進むよう、未来の創り手育成事業の「学校図書館活用教育研究事業」で得た成果を県内に普及していく。 ・県立図書館に配置された指導主事と連携し、各市町村における研修や啓発の機会を生かす。 ・児童一人一人に寄り添った学習支援を行う学校図書館となるよう、令和3年度より「未来の創り手育成事業」に移行する。 			

名称	特別支援学校図書館教育推進事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校の幼児児童生徒	目指す状態	特別支援学校の図書館機能を充実し、幼児児童生徒の学習活動や読書活動の充実を図ることで、豊かな感性や情操を育む。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・図書貸出数、蔵書数が増加した。 ・国語等の教科や生活単元学習等の授業における図書館利用、図書館司書との連携による授業づくりの実践事例が増加した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に応じた図書を整備する必要がある。 ・児童生徒の情報収集能力や活用能力の育成が必要である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に応じた蔵書を整備する。 ・学校司書と司書教諭の連携による授業実践の充実を図る。 			

名称	子ども読書活動推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	未就学児、児童生徒	目指す状態	子ども読書活動を推進することにより、子どもたちが言葉を学び、感性や表現力、想像力など豊かな心を持ち、人生をより深く生きる力を身に付ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係者、公立図書館、読書ボランティア等からなる「島根県子ども読書活動推進会議」を開催し、第4次島根県子ども読書活動推進計画の進捗管理や、子ども読書活動の推進のための取組について協議・検討を行い、その内容を県事業に反映している。 ・令和2年度当初に実施した市町村の子ども読書活動推進計画調査を踏まえた未策定市町村への働きかけにより、市町村の策定率は15.6ポイント上昇し、令和2年度の目標値を11ポイント上回っている。 ・子ども読書フェスティバルの開催公募（3か所）を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で2か所の応募に留まった。 ・子ども読書活動推進のための読書普及指導員の活用（派遣回数）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等でやや減少した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や図書館で全く読書をしない児童生徒が一定の割合で存在する。 ・子ども読書フェスティバルの開催団体数や読書普及指導員の派遣依頼回数が減少している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの読書習慣が定着するよう、未就学児に対する絵本の読み聞かせ等の効用について理解を深めてもらうため、島根県公立幼稚園・こども園長会等と連携し、読書普及指導員の一層の活用について周知に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の予防を踏まえた活動の工夫等について、市町村や市町村立図書館に働きかける。 			

(5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

- 子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るためには、望ましい生活習慣の確立とともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処する力など、自らの健康保持、増進を図る知識や、技能を身に付けることが必要です。そのために家庭・地域・学校が一体となって、子どもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成します。
- 電子メディア接触による健康への影響や睡眠の重要性について子どもや保護者の理解を深め、家庭でのルールづくりを促すとともに、望ましい生活習慣の確立に向け、子どもたちが自ら考え、実践できる力を育成します。
- バランスのよい朝食など健全な食生活は、生涯にわたる健康維持の基礎となります。子どもたちが望ましい食生活のために正しい知識と食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、食育を推進します。

- 体力、運動能力を高めることは健全な体の発達だけでなく心の発達にもかかわっています。幼児期の運動遊びや学校での体育の授業を通し、運動が好きな子どもが増えるよう、積極的なスポーツへの参加を促し、体力の向上とあきらめずに最後までやり遂げる力の育成を推進します。

名称	健康教育推進事業		所属	保健体育課
目的	対象	養護教諭、健康教育担当者（養護教諭、保健主事等）	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における健康教育を推進するため養護教諭、保健主事の研修を行い、資質向上を図る。 ・新学習指導要領に対応する学校におけるがん教育を構築する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」で挙げた6つの課題に沿い、「令和2年度健康教育に関する状況調査」の項目・内容について整理をし、その結果を、各市町村教育委員会を通し各学校に配付した。県全体の取組状況等を把握し、自校の健康教育推進に役立てた。 ・がん教育支援事業（文部科学省委託）を受託し、モデル校を中心に実践を行った。また、健康推進課がん対策室で作成した外部講師のリストを学校で活用できるようにした。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における健康教育推進のため、学校保健推進体制を確立し、学校保健委員会の活性化が重要であるが、効果的な学校保健活動の展開がされていない学校もある。 ・学校におけるがん教育を行ううえで、指導内容についての知識が教職員の間で認知されていない。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、学校保健会の開催ができない学校が増加した。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」について施策説明会や研修を通して保健主事の役割を明確にするとともに、手引を活用して、評価を行い、次年度の学校保健計画の策定に生かすよう周知・啓発を図る。また、研修会等において好事例を紹介し、各学校の学校保健委員会の充実・活性化を図る。 ・今年度も「がん教育総合支援事業（文部科学省）」を受託し、より一層のがん教育の充実を図るために、がん教育推進のための手引を作成する。学校において手引きや啓発リーフレットを活用してがん教育が実施されるよう、研修会等を通じて広く周知・啓発を図る。 			

名称	児童生徒の健康管理実施事業		所属	保健体育課
目的	対象	児童生徒、教職員	目指す状態	病気の予防、早期発見、早期治療ができる体制整備
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・心電図検査については、養護教諭研修を通して健康管理の目的及び主治医や保護者との連携を踏まえた取組の重要性についての指導などを行い、精密検査（二次検査）の実施率が令和元年度の84.4%から令和2年度の94.8%に上昇した。 ・平成29年度から教職員の麻しん抗体検査を実施しており、学校で把握している該当者については実施を促している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・心電図検査での有所見の児童生徒の二次検査受診率や治療が100%になっていない。 ・麻しん抗体検査が未実施の教職員がいる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭研修等を通し、学校全体で健康管理の重要性について認識を共有し、組織的に事後指導に当たるよう周知徹底を図る。また、児童生徒、保護者に対し、健康診断の意義や目的、有所見時の望ましい保健行動について指導を徹底するとともに、有所見がある場合の精密検査を医療機関で受診しない理由を各学校に聞き取り、受診につながるよう働きかける。 ・麻しん抗体検査について、引き続き対象者の把握に努めるとともに、麻しんの危険性について養護教諭研修や施策説明会等で理解を深め、未受検者の抗体価検査を、管理職等を通じて働きかける。 			

名称	子どもの健康づくり事業		所属	保健体育課
目的	対象	幼児児童生徒、 保護者、地域住民	目指す 状態	<ul style="list-style-type: none"> ・適度な運動、十分な睡眠、バランスのよい食事などの望ましい生活習慣を身に付ける。 ・医師や助産師等の専門家による相談、講演事業等を通し、子どもの健康課題の解決をする体制を構築する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に健康とメディアや健康課題に関する専門家や専門医を87校に派遣し、多くの学校でメディア接触に対する取組や心と性に関する取組が定着している。 ・学校が直接医師と電話相談できる健康相談で令和2年度95件の相談があり、児童生徒に対する専門的な知見を踏まえ、早期解決に向けた方向性を示すことができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア接触時間はコロナ禍においてさらに増加しつつある現状にあり、その影響により子どもたちの睡眠時間の不足や朝食欠食等の生活習慣の乱れが懸念される。 ・心の健康や性に関する指導については、専門家による指導体制の整備が重要であるが、十分でない学校もある。 ・児童生徒の健康課題に対しては、早期対応することが大切であるが、学校が専門医等に相談できる窓口の認知度が十分ではない学校もある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用やオンライン授業など、今後ますますメディア接触の機会が多くなるため、メディア接触と健康について家庭でのルールづくりやメディアとの上手な付き合い方についての啓発をより一層進めていく。 ・県内全域に派遣できる健康課題に関する講師の確保をし、多くの学校で利用できるようにする。 ・相談窓口の認知度を上げるために、啓発資料等を作成して配付したり、研修や施策説明会等様々な機会を捉えて各学校へ周知する。 			

名称	食育推進事業		所属	保健体育課
目的	対象	児童生徒、教職員、市 町村教育委員会、調理 員	目指す 状態	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する知識と食を選択する力を習得し、心身の健康を考えた食生活を実践できるようにする。 ・栄養教諭、学校栄養士の資質向上を図る。 ・衛生管理、給食管理、地場産物活用に対する知識を高め、安全、安心な給食を提供する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・食の学習ノートは、小学校、中学校とも活用率が上がっている。 ・栄養教諭、学校栄養士配置校の学校訪問を行うことで、職務に対する理解、食育推進体制づくりの必要性について理解が進んだ。 ・栄養教諭、学校栄養士、調理場関係者へ研修や資料提供を行い、衛生管理や栄養管理の重要性等について伝えた。 ・市町村訪問を行うことで、市町村教育委員会や栄養教諭、学校栄養士等に学校給食への地場産物活用の推進と食の学習ノートの活用等啓発し、活用への意識が高まった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・校種や栄養教諭の配置状況により、食に関する指導の取組内容に温度差が見られる。 ・組織としての体制づくりや役割が明確でない調理場がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画策定の手引きや食に関する指導の手引きの内容について、研修や学校訪問により周知し、食育推進の必要性について啓発をする。 ・調理場訪問や研修により、給食運営や衛生管理のあり方について理解を促し、安全、安心な給食を提供するよう指導する。 			

名称	子どもの体力向上支援事業		所属	保健体育課
目的	対象	幼児児童生徒	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の楽しさを体験し、運動が好きになる。 ・基礎的な体力・運動能力の向上を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身に付ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事による学校訪問、大学教員等派遣事業、「しまねっ子！元気アップレポート」（報告書）の活用、未就学児の体力向上推進事業などを通して、体育授業の充実や体力向上のための取組が定着してきている。 ・幼稚園・保育所の教員や保育士と小学校低学年担当者を対象とした合同の実技研修会の実施により、幼児期に必要とされる運動の基礎的感覚・基本動作を定着させることの必要性について、幼稚園・保育所、小学校の担当者が共通理解を図ることができ、今後の系統性を持った指導の基礎づくりの一助となった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・体力数値のピークであった昭和61年の記録に及ばない状況が続いている。（社会環境・生活環境の変化が影響） ・特に中学校・高校女子における運動離れや運動をする子としない子の二極化による体力や運動能力の低下がみられる。 ・小学校入学時点で、姿勢保持ができない、重心が移動するとバランスが保てない等の子どもが存在する。 ・体育の授業力向上や運動遊びを学ぶための教員の研修機会が少ない。 ・運動が得意な子どもでも、様々な遊びを経験していないため、特定の動作や運動が身に付いていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の体力向上のため、運動が「苦手」「嫌い」という集団へ、「またやりたい」「もっとやりたい」と感じられるような有効な働きかけを行う。 ・教員の指導力を向上させるための研修の内容充実を図る。 ・P D C A サイクルに基づいた体力向上の取組の工夫改善が進むよう学校全体で共通理解を図るよう働きかける。 ・幼児期から、多様な運動経験を重ねていくことの重要性を研修会等で継続して伝える。 ・学校と家庭が連携し、家族でできる易しい運動を紹介する等の働きかけをする。 			

名称	体育・競技スポーツ大会支援事業		所属	保健体育課
目的	対象	中学生、高校生	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校体育連盟、高等学校体育連盟が主催する事業を支援することで円滑な運営を図り、中学生・高校生の大会への参加、活躍を促進する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため例年通りの県中学校総体、県高等学校総体等は中止となったが、代替大会を実施した競技種目について、感染症対策を含めた運営費支援を行うことで円滑な大会運営ができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県中学校総体への参加選手及び県高等学校総体への参加選手ともに減少している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催する県総合体育大会や本県で開催される中国大会への参加数を増やすよう、円滑な大会運営のために引き続き運営費支援を継続していく。 			

名称	学校体育指導力向上事業		所属	保健体育課
目的	対象	小中高校教員	目指す 状態	子どもが「楽しい」と感じられる体育授業の実践・普及のため、大学教授等の専門性の高い講師を派遣する研修により教員の指導力向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武道・ダンス研修のみならず、その他の実技研修に参加した教員からも、実技演習等を通して教材に対する理解を深め、自分の授業に生かせる指導法を学んだ等の評価を多く得た。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意識調査によると、1週間の総運動時間が60分未満の子どもや「運動やスポーツが嫌い」と思っている子どもが男子より女子に多く、特に中学校女子で運動嫌いの傾向がみられ、体育の授業が「楽しい」と感じている生徒の割合が低下している。 ・ 新学習指導要領の考え方や具体的な内容等について、教員の周知が十分とはいえない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の体育授業への愛好的な取組が、運動への楽しさにつながることから、「楽しい」と感じる体育授業づくりの支援となる教員研修に努める。 ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の充実をさらに推進していく必要がある。特に今年度から完全実施となる中学校に関しては、学校訪問等を通じて指導の充実を図る。 			

II 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育

(1) インクルーシブ教育システムの推進

- 市町村等や関係機関と連携し、それぞれの学びの場において特別な支援の必要な子どもたちが適切な支援を受けて、その能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実します。
- 全ての教職員等が、特別支援教育の理解を深めることができるよう研修の充実を図ります。また、特別支援教育を担うリーダーとなる人材の育成について、長期的視点をもって計画的に取り組んでいきます。
- 就学前から社会参加まで切れ目ない一貫した支援が受けられるよう、市町村等とともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を促進します。
- 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関が共有でき、支援を引き継いでいけるよう、個別の教育支援計画の活用をさらに推進します。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ機会を増やし、子どもたちの障がいに対する理解を深めるとともに、保護者や企業を含めた地域の方々に対するインクルーシブ教育システムについての理解啓発を推進します。

名称	特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）		所属	学校企画課
目的	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び義務教育学校の前期課程の通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童 ・小中学校の多人数の特別支援学級 	目指す状態	一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服し安心して学校生活を送れるようにする。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ティーム・ティーチングによる学習では、該当児童に合った声かけや助言を行うことで学習への意欲が向上した。また、児童に合った教材を準備することで、わからない課題にも取り組むことができた。該当児童だけでなく同じ学級の中にいるわからなくて困っている児童に支援することで、「わからない」ということが言いやすくなり、学級全体の学習意欲が高まった。 ・個別学習では、できる・わかるを実感し、一層学習意欲を高めることができた。このことにより、一斉学習においても気持ちの変化が見られ、学び合いができるようになった。また、生活面でも言葉遣いが優しくなったり、過剰な言動が少なくなったりするなど対象児童の心理的安定が図られたことで、学級の雰囲気にも良い影響を及ぼした。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応が十分にできていない状況がある。 ・校内指導体制を十分に確立できていないところもある。 ・具体の支援策は多種多様であり、非常勤講師に求められる特別支援教育や教科指導に関する専門性が高まっている。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング等を通して各学校の状況や実態を十分に把握し、県全体のバランスを考慮しながら、より効果的な非常勤講師の配置を行う。 ・指導計画に担任との打合せの時間を明記できるようにし、計画的に実施できるようにする。 ・学校訪問等で、校内指導体制の整備や個別の支援計画を活用した支援について各小中学校を指導する。 ・非常勤講師の専門性を高めるような研修を実施する。 ・上記の方向性で取り組んでいくために、学校企画課、特別支援教育課及び県教育センター等が情報共有を図る。 			

名称	インクルーシブ教育システム構築事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別な支援を必要とする幼児児童生徒	目指す状態	個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けられる学びの場にあること。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に対応した内容の実践研修を行い、指導力の向上を図った。 ・関係部局・関係機関による連携協議会の運営により、個別の教育支援計画の作成・活用及び引継ぎを推進し、切れ目ない支援の体制づくりを行った。 ・隠岐圏域を除く4圏域の県立高校で、高等学校特別支援教育推進教員を指名し、高等学校同士のネットワークや圏域の中学校とのつながりを構築した。 ・通級実施校4校に加え、県内4校で難聴生徒への巡回による通級指導を開始し、通級体制整備の充実を図った。 ・令和3年度から10年間の「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定した。 ・令和3年度の盲学校幼稚部開設に向け、視覚障がい児への早期支援に関する指導体制や指導内容等の検討を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校において、特別な支援の必要な生徒への適切な指導、必要な支援がされていない状況がある。 ・特別支援学校において、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成に係る業務が教職員の負担となっている。 ・特別支援学校において、新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業実践の積み上げができていない。 ・盲学校幼稚部新設に伴い、専門的な支援を行うための教育環境の整備、人材の育成を図る必要がある。 ・特別支援学校への通学のため、遠距離の送迎を行っている保護者等の負担が過重となっている。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高校通級拠点校方式による通級指導の拡充、合理的配慮アドバイザー配置による校内体制や支援を充実する。 ・特別支援学校における校務支援システムによる個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用の検討を行う。 ・特別支援学校の専門性の向上を図るための実践研究及びICT活用研修を充実する。 ・盲学校幼稚部の教育環境の整備、専門的支援を行うための人材育成を行う。 ・特別支援学校への通学のため、遠距離の送迎を行っている保護者等の負担を軽減するための支援の検討を行う。 			

名称	特別支援学校職業教育・就業支援事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	就労を希望する高等部（専攻科を含む）の生徒	目指す状態	生徒の障がいの実態や希望に応じた一般就労の実現を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・職業教育の推進、職場開拓・就労支援を専属で担当する職員を配置し、県内の特別支援学校12校の訪問による、進路指導・支援に関わる現場のニーズと課題の把握を行った。 ・関係機関（ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等）との連絡・情報交換を実施し、新たな職域や職場の開拓を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食や宿泊、福祉事業所で、引き続き現場実習の受入が厳しい状況がある。 ・集合型の企業説明会が中止となり、企業情報を得る機会が限られている。 ・不登校生徒は、個々に応じて進路指導を行っているが、就労等への希望や意欲にはつながりにくい。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の職業教育応援企業募集のためのパンフレットを作成し、応募があった企業を当課のホームページに応援企業として登録する取組を行い、職場開拓を推進する。 ・市町村の関係行政機関や商工会議所、障がい者自立支援協議会等の関係各所、各者を積極的に訪問し、上記パンフレットを活用して障がい者雇用の推進と障がいへの 			

	理解・啓発活動を行う。 ・生徒の就労への意欲を高めるため、作業学習の成果発表会（フードデザインコンテスト）の実施に向けて企業・団体等との連携・協働を図る。
--	--

名称	特別支援学校普通教室 I C T 環境整備事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校の幼児児童生徒	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の質の向上により、幼児児童生徒の理解を深め、主体的な学びの実現 ・無線接続や機器常設設置による安心安全な学習環境の保障 ・障がい特性ごとに教材の電子化による教員の負担軽減
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・提示型 I C T 機器の授業での活用が進んだ。 ・臨時休業時等における家庭学習の充実に向けた準備が各校で始められた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の授業場面で多くの教員が I C T 機器を活用できる状況には至っていない。 ・児童生徒用端末（タブレット端末）の授業での活用が進んでいない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の I C T 活用能力を高めるための研修の充実と各校の I C T 活用事例の収集及び各校への実践事例の提供を行う。 ・高等部生徒一人一台端末の導入に向けた検討・準備を行う。 			

(2) 道徳教育の推進

- これからの時代において、子どもたち一人一人が高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培う道徳教育を推進します。
- 小学校、中学校では「特別の教科 道徳」を充実させるとともに、高等学校では道徳教育推進教員を中心に学校教育全体を通じた道徳教育を進めます。
- 社会参画の意識を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めるため、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験活動などの体験活動を通じた「しまねのふるまい」の推進に取り組みます。

名称	「特別の教科 道徳」の授業力向上		所属	教育指導課
目的	対象	小中学校教員	目指す状態	県内全ての小中学校で道徳科における「主体的、対話的で深い学び」が展開される。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・教科化初期において、全ての小中学校の担当教員に授業づくりの講義と演習を実施し、道徳科における「主体的、対話的で深い学び」のポイントについて伝えることができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の担当者には、授業づくりのポイントは伝わったが、校内研修における伝達スキルの向上については十分ではない面があった。 ・今後は、道徳の授業力向上を目的に行ってきた研修を、学校教育全体での道徳教育の質の向上にもつなげるよう推進していく必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き授業力向上に向けた教員研修を実施していくとともに、道徳教育に係る校内研修の質の向上や、学校教育全体での道徳教育の推進が図られるよう研修内容を充実させていく。 			

名称	「しまねのふるまい」の向上・定着		所属	教育指導課
目的	対象	乳幼児、小中学生、高校生、地域住民	目指す状態	社会全体で子どもたちの「しまねのふるまい」推進が図られ、大人もふるまいを省み、子どもと一緒に「しまねのふるまい」の定着に努める。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体を使った広報・啓発活動を行ったことで、広く県民に「しまねのふるまい」の定着の必要性などが周知できた。 ふるまい推進指導員の派遣を通じて、保育所、幼稚園、小中学校PTA等において指導・助言を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣やルール等の確立が、幼児期から小学校低学年において非常に重要であるにもかかわらず、幼児教育と連携が不十分である。 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ふるまい推進指導員の派遣要請が激減した。(派遣要請件数 R元：64件 → R2：7件) 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後の「しまねのふるまい」の推進については、ふるまい定着の基盤となる幼児期から小学校低学年時を重点的に取り組む。 新型コロナウイルス感染症予防対策に応じ、ふるまい推進員の派遣方法を検討していく。 小中学校や高校教育においても「しまねのふるまい」を意識した教育活動が展開されるよう、教職員研修を活用するなど引き続き取り組んでいく。 社会教育においては、ふるまいの向上や定着に資する人とのふれあいや関わりを大切に公民館活動等の諸活動において引き続き推進する。 			

(3) 人権教育の推進

- 子どもたちの様々な人権課題に対する知的理解を深めるとともに、お互いの違いを認め合い、よりよい関係を作ることができるよう、人権感覚を育成します。
- 子どもたち一人一人が「私は大切にされている」という実感を積み重ねていくことができる人権教育を推進します。

名称	人権教育行政推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	県、市町村、団体、学校等関係機関	目指す状態	関係行政機関との意見交換の場を設定するとともに、具体的な取組に活用できる教材の作成を進め、人権教育の推進を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 県内全ての市町村教育委員会へ訪問し、前年度の課題や進路保障推進協議会の意見交換の内容をもとに協議を行ったことで、人権同和教育担当者との関係性がより深まり、県と市町村教育委員会が連携した人権教育の推進につながった。 様々な問題事象に対し、合理的、客観的に分析を行い、適切に対応していくための手引きとして「問題事象から学ぶために（概要版）」リーフレットを作成し、各校、各関係機関に配布した。研修、会議等様々な機会を通じて周知を図った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会の実態や抱える課題は多様であり、実態や課題に応じた支援が十分にできていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 年度初めに行う進路保障推進協議会で、説明や協議、情報交換の内容、方法等の改善を行い、県の進める人権教育への理解を一層図るとともに、各市町村の課題等の把握に努める。 市町村訪問では、協議事項について参考様式を提示し、事前に記載してもらう。訪問当日、それをもとに、進路保障の取組状況等について協議し、適切な支援につなげる。 			

名称	人権教育研究事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	教職員等、幼児児童生徒	目指す状態	人権教育の推進に関する実践的な研究を行い、指導方法等の改善及び充実に資するとともに、その成果を公表して、人権教育の一層の充実を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 実践モデル園、研究指定校、県立学校実践モデル校の幼児児童生徒、教職員、組織等の実態に即して「人権教育指導資料第2集」に基づき丁寧な指導助言を行うことで学校・園で推進していく教育活動全体での「進路保障」の実践が展開された。 実践モデル園、研究指定校、県立学校実践モデル校は、人権教育を進めるための3つの視点から実践研究を進め、研究発表会等を通して、「進路保障」の理念や具体的指導方法等が県内に広まるきっかけとなった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 教職員等の「進路保障」の理念への理解は広がっている。しかし、人権教育全体計画や推進組織等、実際の教育活動への「進路保障」の理念の位置付けが十分ではない面がある。また、人権教育の充実を図るうえで、教職員等の人権感覚をさらに高める必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 訪問指導で本県が進めている人権教育の理念である「進路保障」や子どもたちに身に付けさせたい「資質・能力」を意識した授業づくりなどテーマを設定し、各校における教職員研修を充実させる。 人権教育担当主任等研修等を充実させ、教職員等の人権感覚をより高め、人権教育の理解と一層の充実につながるよう、キャリアステージに応じた内容を工夫する。 小中義務教育学校についても、学校・園の子どもや関わる大人の実態を踏まえた人権教育の推進ができるよう研究の設計の段階から支援していく。 			

名称	人権教育推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	県民	目指す状態	人権についての理解と認識を深め、人権が尊重される地域ぐるみの人権教育の推進を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育地域活性化事業」については、グループ協議の方法などを改善することで、主なねらいとした各地域の人権教育組織の活性化に一定の効果があつた。 人権を考える県民のつどいでは、県民に対して人権について考えるよい機会を提供することができた。 ブロック単位で実施している市町村同和教育推進協議会は、地域の実態に応じた講師選定や研修内容の工夫により参加者の人権に対する意識を高める契機となった。 人権教育研究指定校PTAについては、保護者等の人権感覚を高めるとともに、学校全体の人権教育の推進につながっている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会等への参加者の固定化が見られ、「人権」についての研修に、積極的に参加しようとする傾向が見られる。 各地域で人権教育を推進するリーダーの育成が十分に図られていない面がある。 人権教育と人権啓発の持つ役割がはっきりとしておらず、計画的・系統的な教育・啓発が十分にできていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 多くの県民が参加し、それぞれの地域で人権教育の推進組織や取組の活性化を進めていくためには、人権が尊重され多様性を受容できる共生型社会の構築を図る必要がある。こうした考えを社会教育における人権教育の柱として位置づけ、研修方法や内容について改善を行い、広く普及を図っていく。 人権教育を推進するリーダーの研修機会を確保するとともに、ブロック別担当者会や市町村訪問を通じてリーダーの活用を促す。 人権教育と人権啓発の持つ役割を整理し、研修の内容等再構築し、効果的に人権教育が推進できるようにする。 			

(4) 課題を抱える子どもへの支援

- 子どもが抱える困難な状況については、子どもの変化に気づいた段階から学校が組織的に対応できる体制を強化するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制を充実します。そのために、学校内では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を一層進め、組織的な支援体制を充実させるとともに、学校外でも、子どもたちが相談しやすい環境となるよう相談窓口を充実させます。
- 学校・学級での「居場所づくり」、「絆づくり」を通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、必要に応じて、専門家の支援や警察などの関係機関との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。
- 不登校対応における学校、地域での好事例を県内の学校や関係機関に紹介するなど、市町村等と協力しながら、不登校の子どもたちの社会的自立に向けた取組を推進します。
- 教職員がいじめや不登校など生徒指導上の諸課題に関する正しい知識をもち、適切な指導や支援を行うことができるよう研修の充実に取り組みます。
- 子どもたちの学びを保障するため、経済的支援や指導体制の充実を図ります。

名称	高等学校奨学事業 高等学校就学奨励費（定時制・通信制）		所属	学校企画課
目的	対象	・高等学校等に在籍する生徒 ・県立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年	目指す状態	・奨学金を貸与することにより、修学の機会均等を図る。 ・経済的負担を軽減することにより修学を促進し教育の機会均等を保障する。
成果	高等学校奨学事業 ・貸与基準を満たした申請者全員に対して奨学金を貸与し、生徒の修学支援に寄与した。 高等学校就学奨励費 ・有職生徒の経済的負担を軽減することで、青少年の修学の促進に成果があった。			
課題	高等学校奨学事業 ・返還金の滞納が発生している。 高等学校就学奨励費 ・制度は安定的に運用されており、現状で課題はない。			
方向性	高等学校奨学事業 ・サービサー（民間の債権回収専門会社）委託者数に対し返還者数の比率は68.2%（前年度は71.4%）。なお、令和2年度は長期間返還が行われず連絡にも応じない悪質な滞納者に対して法的措置（裁判所からの督促）を行った結果、一定の効果がみられた。 ・生活困窮者に対して、経済状況に応じた返済プランを提示して、返還を促す。 高等学校就学奨励費 ・引き続き制度を運用していく。			

名称	学びの場を支える非常勤講師配置事業（学びいきいきサポート事業）		所属	学校企画課
目的	対象	自学教室等での個別指導の充実を図ることが必要な中学校及び義務教育学校の後期課程	目指す状態	自学教室の運営の充実を図ることや校内の生徒指導体制の充実を図ることで不登校の未然防止や解消を目指す。
成果	・学級に入りにくい生徒を中心に対応する体制を構築し、多目的室等で自主学習するだけでなく、個別の学習支援を行った。生徒はできる・わかるを実感することで自信につながり、それが欠席の減少につながるケースもあった。			

	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援だけでなく、心理的な支えを築くことにつながっており、生徒が安定した学校生活を過ごすための重要な存在となっている。 ・生徒との会話や気になる言動について毎日支援記録を記入することで、関係する教職員間での情報共有に役立てることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師は勤務時間の関係で、生徒指導に関わるケース会議や学級担任との情報交換会議等に参加しにくい状況がある。そのため、それらの会議時に非常勤講師の保有する情報が効果的に提供されないこともある。 ・成果参考指標について、自学教室等での個別指導を実施した生徒総数に対して、非常勤講師が直接指導に関わった生徒数の割合が減少傾向にある。（自学教室等での個別指導を必要とする生徒の増加）
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問指導等の機会を捉え、各校に対して本事業の非常勤講師の役割を踏まえた生徒指導体制の構築や具体的な実践について指導を行う。 ・学校企画課と教育指導課及び教育事務所が密に連携し、方向性を確認しながら事業を運営していく。

名称	生徒指導体制充実強化事業		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒	目指す状態	生徒指導上の諸課題への積極的な取組を行うことで、問題行動の発生を防止する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う研修や通知によりいじめの正確な認知の啓発を行った結果、正しい認知が進み、児童生徒の状況を細かく把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につながってきた。 ・アンケートQ U実施により学級集団の状況に改善がみられている状況がある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の発生件数（いじめを除く）は、小学校、中学校ともに減少したが、小学校、中学校ともに「生徒間暴力」がかなりの割合を占めている。 ・高校では、いじめの問題や問題行動等の背景、不登校や中途退学の背景が多様化しており、生徒指導に苦慮している学校が多い。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の負担を減らし、児童生徒にきめ細かな対応を行うために、外部人材の活用などを一層進めていく必要がある。 ・積極的な生徒指導、予防的生徒指導を進めるために、「居場所づくり・絆づくり実践講座」をより充実させる。 ・しまね子ども絆づくりサミットを引き続き開催し、児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を県内の学校へ周知・啓発していく。 			

名称	悩みの相談事業		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒、保護者、教員	目指す状態	悩み、心配事等の心の問題の負担を軽減する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての公立学校へスクールカウンセラー（以下「SC」という。）を配置し、教育相談体制の充実を図っている。SCの活用は定着化してきており、特に教員へのコンサルテーションが増加し、効果的な活用につながっている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・SCについては、各学校のニーズに沿った配置時間が設定できていないケースがある。 ・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）については、委託先の各市町村での活用に偏りがみられる。 ・不登校児童生徒で、学校内・外での支援につながっていない者が増えている。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの人材の掘り起こしに向けて、近隣の大学へのチラシ配布、職能団体との連携を行い、人材確保に取り組む。 ・SSWの活用が進むよう、市町村及び学校へのさらなる啓発が必要である。 ・SC、SSWの活用がより効果的になるよう、また活用を一層進めるため、活動記録についてデジタルデータ化し蓄積・分析を行う。 ・生徒の相談しやすい窓口としてSNS相談窓口を設置するとともに既存の相談窓口の体制整備、改善を図る。 			

名称	「こころ・発達」教育相談事業		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒、保護者、教職員（コンサルテーション）	目指す状態	児童生徒及び保護者が、臨床心理の専門家への教育相談を通して心の負担を軽減し、問題の解決を目指す。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による相談業務停止期間があったにもかかわらず、依然相談件数は多い。 ・医療機関につながった後も、保護者支援として母親面接を継続し、保護者の不安を聴いたり、子どもとの関わりについて一緒に考えていくことで効果的な支援ができた。 ・遠方の地域からも定期相談を受けられる方が増えており、継続的支援ができています。 ・こころの医療センターから、心理面の支援を受けるため紹介されるケースもある。 ・高校生の来所相談では、単位認定等差し迫る問題があるが、進路変更も含めて自立へ向けての支援ができています。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯療法等小学生本人の受入相談機関が出雲市周辺には不足しており、紹介先に困っている。 ・待合室がなく、子ども連れで来所された場合は、若松分校の一室を借りて待ってもらっていたが、出会うと若松分校の児童生徒の不安が高まることもある。 ・「こころ・発達」教育相談室と「こころの医療センター」が混同され、家庭及び学校に十分に周知されていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生本人の相談については、相談室の移転を含めた出雲市周辺での小学生の相談先を検討していく。 ・効果があると判断されるケースについては、可能な限り、教育センターの遊戯室を紹介していく。 ・待合場所については、現段階では、若松分校の子ども連れの来所を予約の段階で断ることを徹底する。 ・発信については、相談室の案内ホームページを県のホームページからリンク付けをする。リーフレットの配布、各連絡協議会での周知、教育相談説明会の学校への案内等を行う。 			

名称	不登校対策推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	公立小中高校及び県立学校の不登校（不登校傾向）児童生徒	目指す状態	対人関係に安心感を持って、集団生活に慣れ、学校復帰を含め社会的自立を目指す。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター運営事業連絡会を開催し、通所者に対する自立支援に向けた取組について成果をあげている事例や直面している課題について、各センターで情報交換を行うことで、互いの連携や運営の改善に反映され、通所者への支援が進んだ。 ・学校に対して連絡調整員事業の周知を進めており、引きこもりが懸念される高等学校中途退学者への早期対応につながりつつある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒数は増加傾向にあり、特に小学校における増加が目立つ。学年が上がるにつれ長期にわたって欠席となった児童生徒の人数が増えている。 ・不登校の原因、要因が多様化、複雑化しており、各学校や教育支援センターにおいて対応に苦慮している状況がある。 ・連絡調整員から対象者へのアプローチが困難なケースがある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を中心とした居場所づくり、絆づくりを推進していく。 ・チーム学校として教育相談体制を充実させるため、引き続き教育相談コーディネーター養成研修を行う。 ・教育支援センターにおいて、通所者への支援が進むよう、好事例の紹介や助言等、運営面での支援をさらに充実させる。 ・連絡調整員が早期に対象者への支援を始められるよう、生徒に関する情報提供の時期を早めるよう学校に働きかける。 			

名称	特別支援教育就学奨励費		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の保護者等	目指す状態	教育の機会均等の趣旨に則り、障がいのある幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減する。
成果	・就学奨励費の支給により特別支援学校の幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減した。			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校において、就学奨励費の支給に係る事務処理が膨大かつ煩雑なため、職員の負担となっている。 ・支給割合の根拠となる支弁区分の決定時期がマイナンバー利用開始前（H30開始）より遅くなっており、それに伴って保護者への支給開始時期も遅くなっている（開始前：主に7～8月頃に決定、開始後：主に9～11月頃に決定）。 ・支給開始時期が遅くなることで、保護者の一時的な経済的負担が大きくなる。 			
方向性	・就学奨励費に係る支給事務及び支弁区分決定事務のシステム化を検討する。			

名称	進路保障推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	様々な支援を必要とする児童生徒 学校や市町村教育委員会	目指す状態	様々な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、児童生徒や保護者の思いや願いをもとに、教育課題に対する具体的な取組を進め、進路保障の充実を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会や学校の課題に応じた協議を通して、個に応じた児童生徒支援につなげることができた。 ・「進路保障」を柱とした人権教育の推進に向け、県と市町村教育委員会の共通理解や連携が少しずつ進んでいる。 			
課題	・学校の児童生徒の実態把握が十分ではなく、適切な支援が行われていない例がみられる。			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保障推進協議会や市町村訪問などにより一層の「進路保障」の理解を広げ深めるとともに、学校訪問では学校等の課題を整理分析して具体的な指導助言ができるように心がける。 ・学校・福祉連携モデル事業の成果や課題を整理し、他校の取組推進に生かす。 			

(5) 外国人児童生徒等への支援

- 外国人児童生徒等に対する教育の充実を図るため、日本語指導員の配置や初期集中指導教室の設置等、市町村等が行う日本語指導や体制整備等を引き続き支援します。
- 小学校、中学校における日本語指導を一層充実させ、組織的・継続的な支援の実現を図るため、子どもたち個々の状況に応じた「特別の教育課程」の編成・実施を推進します。
- 市町村等と連携して、日本語指導が必要な中学生とその保護者を対象に、中学校卒業後の進路希望について実態を把握し、高等学校進学等、将来希望する進路に進むことができるよう支援に取り組みます。
- 幼児期の支援のあり方については、他の都道府県や幼児教育施設等の取組についての情報を収集し、研究を行います。

名称	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業		所属	教育指導課
目的	対象	帰国・外国人児童生徒等（日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒を含む）	目指す状態	対象の児童生徒等が日本の社会で自立できるよう、公立学校への受入から卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制が十分に整備されている。
成果	・県内においても帰国・外国人児童生徒等が増加中であり、特に出雲市においては増加中である。そこで、国の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事			

	<p>業」を活用し、平成28年度から出雲市に補助をしている。出雲市においては、初期集中指導教室や拠点校を設置し、継続的に外国人児童生徒が日本の社会で自立できるよう支援をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な児童生徒への指導技術の習得等を目的とした研修会を年1回実施していたが、指導者の専門性の向上、外国人児童生徒の増加へ対応するため、令和2年度から年間2回の研修を企画した。しかし、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から1回目を中止したため、1回の研修にとどまった。 日本語指導が必要な中学生で高等学校進学希望者に対し、特別措置を拡大するなど公立高等学校入学者選抜制度の見直しを行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒の増加に伴い、指導者を増やすこと及び専門性を高めることが重要である。 日本語指導が必要な生徒を受け入れる高等学校における校内支援体制が十分ではない。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な教職員研修を実施する。 受入重点校の宍道高校において、教育課程、支援に要する人的配置など体制を整えるとともに、日本語指導が必要な生徒の支援のための協議会を設ける。 当該児童生徒支援に当たる市町村に対し、継続的に支援できる事業を引き続き推進する。

(6) 学び直しや生涯学習の推進

- 高等学校の定時制・通信制課程における学び直しや生涯学習に関する一層のニーズ把握に努め、学び直しに寄与する基礎的な科目の開設や、生徒の知的好奇心を喚起するバラエティーに富む教育内容の実施、就学・就労への支援など多様な教育機会の提供を図ります。

名称	高等学校の定時制・通信課程等における学び直し		所属	教育指導課・学校企画課
目的	対象	既卒者、不登校生徒	目指す状態	学びをあきらめず、学びに向かう生徒等の受入の充実と指導・支援体制が整備された状態
成果	<ul style="list-style-type: none"> 定時制・通信制課程を設置している高等学校において学び直しを目的とした生徒を受け入れている。 義務教育段階の学習内容の定着や学び直し等を図るための学校設定科目（「国語入門」「漢字チャレンジ」「数学入門」「英語入門」など）や、生徒の興味や関心または必要性を踏まえた学校設定教科「総合」及びその学校設定科目（「社会生活基礎」「キャリアワーク」など）を開講している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 入った生徒の卒業までの支援（カリキュラム編成や単位修得など）が十分にできていない。 入学した生徒の今後の進路保障が十分ではない。 総合的な探究の時間や学校設定科目等における地域との学びの連携が十分にできていない。 新学習指導要領に向けてのカリキュラム・マネジメントが十分にできていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実を図る。 学びに向かう意欲を喚起するようなバラエティーに富んだ教育内容を実施する。 日々の教育相談や将来を見通した進路指導など多様な教育機会を提供する。 			

Ⅲ 地域や社会・世界に開かれた教育

(1) 地域協働体制の構築

- 小学校、中学校において、学校と地域が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者の参画により、学校運営等について協議をしたり、活動に協力したりするなど、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進します。
- 高等学校を核として、地域住民や市町村等、小学校、中学校、大学、社会教育機関、地元企業など、多様な主体が参画して、目標を共有して子どもを育成する体制を構築します。
- コーディネーターを安定的に養成・確保するため、その配置・育成のあり方を研究するとともに、コーディネーター間で学び合える機会を設けるなどコーディネーターの資質・能力の向上を図る取組も併せて進めます。

名称	教育魅力化人づくり推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	県立高校や立地自治体等で構成する高校魅力化コンソーシアム及び高校魅力化協議会	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな学力観に基づく教育活動の実践や社会に開かれた教育課程の実現 ・ふるさとへの貢献意欲を抱き、地域課題解決型学習にも粘り強く取り組む意志ある若者の育成と人の環流
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・高校魅力化コンソーシアムについて、30校に25コンソーシアムが設置され、そのうち7コンソーシアムに運営マネージャーを配置した。 ・コンソーシアムの効果的な運営により、地域との協働が進み、探究学習をはじめとした教育活動の充実等が進んでいる。 ・高大連携推進員配置により、高校と大学の連携が進み、教育課程内外（放課後など）における学びが充実しつつある。 ・しまね留学について、令和3年度は過去最大となる230人の生徒が県外から県内の高校へ入学した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業等の申請について、高校や地域が単独で作成するなど、互いに情報が共有されていないケースがある。 ・コンソーシアムや探究学習に対する教職員の理解、受け止めに学校間で差がある。 ・探究学習に理解がある学校についても、その事前準備や調整等が、教職員の大きな負担となっている。 ・県外生徒募集を推進し、県外中学生及びその保護者からの興味・関心は高まっている一方で、受入側の住環境が整っていない地域もあり、十分な受入ができないケースもある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高校を対象に、コンソーシアムについての説明や伴走を行い、地域と協働して高校魅力化に取り組む体制を強化する。 ・高校ごとにランドデザインを策定し、生徒に身に付けさせたい資質・能力や探究学習との関連を明確に示す。 ・探究学習を担当する教職員に対しての研修会を定期的実施し、本庁職員が伴走を行うことで各校個別の課題等に対応する。 ・外部人材の確保・活用を一括で行うオンライン上の支援システムを構築し、高校の負担軽減につなげる。 ・県教育委員会、高校、地域等関係機関で教育効果を最大限発揮できる県外生徒の数を協議し、求める生徒の数を満たすための打ち手を検討していく。 			

(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進

- 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を、市町村等と連携して推進します。また、幅広い世代のふるさと教育への参画意識を高めるため、保護者世代への働きかけを行うなどふるさと教育の取組をさらに推進します。

- ふるさと教育を教科等の学びに結びつけ、子どもたちの「学びに向かう力・人間性等」や「思考力・判断力・表現力等」を養うため、学校教育と社会教育の一層の連携によりふるさと教育を推進します。
- 学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげ、地域での実体験や、多様な人々との交流や対話など地域の中で学ぶ教育を推進するため、高等学校を中心に地域課題解決型学習等に取り組みます。
- 子どもと地域との協働による学びの過程や成果などの記録を計画的に蓄積し、子どもの変化を可視化・共有化することにより、子どもの成長や教育の改善につなげる仕組みを作ります。

名称	教育魅力化人づくり推進事業	所属	教育指導課
P 46に記載のとおり			

名称	教育魅力化人づくり（ふるさと教育）推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	学校、地域住民	目指す状態	学校・家庭・地域が一体となって、地域の教育資源を活用した教育活動を展開し、児童生徒の地域への愛着や貢献意欲、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ学び考える児童生徒を育成する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校9年間のふるさと教育全体計画をもとに各校で特色ある「ふるさと教育」が実施されている。 ・令和2年度に行った全小中学校への「ふるさと教育」に関するアンケート結果によれば、これまでの「ふるさと教育」の成果・効果として、子どもたちに「ふるさとへの愛着や誇り」が身に付いたと感じる割合が、小学校61.4%、中学校57.8%であった。 ・「ふるさと教育検討WG」を組織し、ふるさと教育のさらなる充実に向けて協議を行い、研修会を開催した。 ・「教育魅力化」や「キャリア教育」との関連性も考慮しながら、地域の特長や課題に合った活動が見られた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと教育」に関わる地域住民の固定化・高齢化が見られる。 ・「ふるさと教育」に関するアンケート結果から、小中学校、市町村ともに、異校種との連携・協働が十分でないことを課題に感じている。就学前から高等学校までの一貫性のある教育活動が展開されていなかったり、体験活動で学習が完結して確かな学力の向上や実行力に結びついていない場合がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校、地域で行われる「ふるさと教育」の好事例を収集し、ホームページ等で広く紹介する。事業の質の向上とともに、幅広い世代のふるさと教育への参画意識を高める。 ・児童生徒の発達段階に応じた「ふるさと教育」の取組や小中高のつながりを意識した事例を研修会等で伝え、共通理解を図る。 ・教育指導課と社会教育課の協議を継続的に行うとともに、各市町村における指導主事や社会教育主事の連携についても促し、授業改善を図る取組を進める。 			

(3) 国際理解教育の推進

- 地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、子どもたちが様々な人々と交流する機会の創出を図ります。
- 小学校中学年では音声を中心に外国語に慣れ親しませ、高学年では段階的に「読むこと」「書くこと」を加えていき、中学校、高等学校では、実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを持ちを伝え合う対話的な活動を重視しながら、活用できるコミュニケーション能力の育成を推進します。

- 教科や総合的な学習（探究）の時間等で、児童生徒が持続可能な社会づくりにかかわる課題を見出し、その解決に向けて環境、経済、社会、文化等の各側面から学際的、総合的に取り組む活動を推進します。
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深め、国際的な課題を解決しようとする意欲を育むとともに、竹島に関する学習を充実し、地域や本県の課題を国際的な視野に立って考え解決を図る力を育む教育を推進します。

名称	外国語指導助手招致事業		所属	教育指導課
目的	対象	県立学校	目指す状態	県立学校へ外国語指導助手を派遣し、国際理解教育に資するとともに、英語教育の改善・充実を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手（ALT）18名を招致し、すべての県立学校において外国人指導助手を活用した授業を行い、英語を通じたコミュニケーションを取る機会を提供した。 ・外国語指導助手の指導力等向上研修を行い、外国語教育についての理解を一層深め、指導技術の向上につながった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の招致人数では、島根県の地理的条件から外国語指導助手が配属校から訪問校へ移動する距離が長く、また一人が多くの学校を掛け持ちしている状況があり、外国語指導助手への負担が大きい。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・英語のコミュニケーション能力を育てるための、外国語指導助手と英語科教員が協働した効果的な指導技術を向上させる。 ・外国語指導助手の活用を一層進めることで英語教育の改善を進めるとともに、児童生徒が様々な文化を尊重しようとする態度の育成を継続する。 			

名称	英語指導力向上事業		所属	教育指導課
目的	対象	英語科教員	目指す状態	学習指導要領が目指す英語力を児童生徒に付けさせるために必要な指導力を、教員が身に付ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校で指定した研修協力校4校で公開授業及び研修会を実施した。児童生徒の発信力を高める指導法についての実践を県内に普及し、小中高それぞれの指導上の課題を、校種を超えて共有することができた。 ・中・高等学校教員の英語力向上のために「英語力確認テスト」を実施した。英語教員の英語運用力の向上のための支援を行い、教員の英語コミュニケーション力の育成に寄与した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が、児童生徒の発信力を強化するための授業技術を高めていくことが必要な状況である。 ・小中高の連携が見られる地域もあるが、全県的にはまだ十分ではない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領で求められる英語力を身につけるための授業改善に努める。 ・英語教育における小・中・高等学校の連続性が高められるよう、連携を強めるための取組に力を入れる。 			

(4) 主権者教育や消費者教育の充実

- 子どもたちが主体的に持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに参画できるよう、小学校、中学校段階での学習を踏まえ、高等学校段階では公民科、家庭科を中心に教育活動全体を通じて主権者教育を推進します。
- 消費者センター等と連携して、健全な金銭感覚や正しい金融知識、消費生活能力の育成など、自立した消費者の育成のために実践的な消費者教育を推進します。

名称	金銭・金融教育研究指定事業		所属	教育指導課
目的	対象	小中学校・高等学校の児童生徒	目指す状態	国家・社会の形成者として、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し協同的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育てる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法改正による選挙権年齢の引下げ以降、主権者教育を一層推進することが求められ、模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動が積極的に行われた。 児童生徒に適切な金銭感覚を育てる場として小中学校及び高等学校において保護者や島根県金融広報委員会と協力して金銭・金融教育を推進した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 民法改正による成年年齢の引下げ（令和4年4月）により、児童生徒が主体的に判断し責任を持って行動できるよう早期の段階で実践的な消費者教育を確実に行うことが必要である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 各校における教育活動全体を通じて主権者教育・消費者教育が実施されるよう全体計画等の作成により指導の充実を目指すとともに、授業研究等の校内研修の充実を支援する。 小学校においては金銭教育研究校、中学校、高等学校においては金融教育研究校を指定し、児童生徒の発達段階に応じた金銭・金融教育の研究・実践を支援する。 			

IV 世代を超えて共に学び、育つ教育

(1) 地域を担う人づくり

- 多様性を受け入れることができる地域づくりを目指して、ネットワークの構築や学びの場の創出に取り組むことができる地域のリーダー等の人づくりを推進します。
- 「ふるさと教育」や「地域課題解決型学習」等の学校での学びの成果を生かし、子どもたちが様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。
- 小学校、中学校段階においては、ICT機器を活用した学習やものづくりの楽しさを体験する中で、技術に関する理解を深め、基礎的な技術を適切に活用できる能力を育成します。高等学校段階においては、特に専門高校では、産業界と協働した教育の充実を図り、地域を担う人材育成を推進します。
- 公民館等が、学校や商工会など地域の各種団体と連携し、子どもたちや地元を離れている若者が、主体的に地域活動に参画し地域とつながり続けることができる取組を推進します。
- 地域の公民館等を拠点に、幅広い世代の住民が地域課題に対する理解を深め、実行力を養う学習活動や実践活動を通して、主体的に地域課題の解決に向かう人づくりを推進します。

名称	ふるさと人づくり推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	地域住民、市町村	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者・大学生等が様々な世代とつながりながら主体的に地域活動を行う人を生み出す。 ・地域住民の主体的な地域活動に資する社会教育計画を策定し、公民館等の人づくり機能強化を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に取り組む子どもたちや大学生関係団体等の交流会に参加し、活動意欲が高まり、さらに活動を広げたいと考え、1町がふるさと活動モデルづくり事業に新規に取り組み、県内5市町村での実施となった。(R2:4市町村) ・令和2年度に実施した市町村の取組などを様々な機会で紹介するとともに、行政担当者や派遣社会教育主事に対し実施に向けて丁寧に説明した結果、公民館等を核とした人づくり機能強化事業に3つの市町村が新たに取り組むこととなった。(R2:6市町村、R3:9市町村) 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと活動」を通して活動に関わる子どもの主体性や、支える大人の体制が整ってきた地域もあるが、市町村により温度差がある。 ・社会教育計画等が明確でなく、社会教育・人づくりの取組が十分でない市町村がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・人づくりや中学・高校卒業後もつながり続けるための「ふるさと活動」に取り組む市町村への支援を継続し、好事例の情報共有や実践者との交流を通して、県内全域への波及を図る。 ・事業を活用した人づくり機能強化を市町村に働きかけるとともに、社会教育・人づくりに関する計画が未策定の市町村へは計画策定を働きかける。 			

名称	産業教育設備整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	専門高校	目指す状態	産業に関する高度な知識・技術の習得
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・産業教育設備のうち、特別装置(CADシステムなど)については、機能要件の検証等を行いながら計画どおり更新している。 ・近代化設備(旋盤などの単体設備)については、限られた予算の中で、優先順位をつけながら整備している。また、国の補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化に対応するための整備を進めた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現有設備の更新や変化する社会に求められる人材を育成するための新たな設備の導入を図っているが、各学校からの要望に十分応えられていない。 			

方向性	・デジタル化に対応した設備整備のための国の補助金（スマート専門高校事業）を活用し、関係課と連携しながら各学校の特色を生かした整備を行う。
-----	--

名称	普通高校等情報教育機器整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	普通高校、特別支援学校	目指す状態	情報化の進展に主体的に対応できる基礎的な能力の習得
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン教室の教育用コンピュータ機器について、学校の要望等を考慮しながら計画どおり整備している。 ・パソコンの仕様変更（デスクトップ型PC→タブレットPCもしくはノート型PC）により、パソコンを普通教室等に持ち出すことが可能となり、学びのスタイルに合わせた柔軟な運用が可能となった。 			
課題	・概ね5年ごとに機器の更新を行っているが、今後は生徒1人1台端末が導入されることを踏まえ更新計画等を見直す必要がある。			
方向性	・普通高校においては、学年進行による生徒1人1台端末の完全導入までの間、パソコン教室の情報教育機器を有効的に運用しながら円滑な移行を図る。			

名称	理科教育設備整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	県立学校	目指す状態	観察・実験機器の整備による理科教育環境の充実
成果	・老朽化備品の更新等により、現有備品の一定の充実が図られた。			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校によって備品の充足率に差がある。 ・予算に限りがあり、各学校からの要望に十分応えられていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中など、教職員が備品の状況を把握しやすい時期に要望調査を実施する。 ・関係課と連携しながら限られた予算の中で学校の特色を考慮しつつ、必要性や優先度を踏まえた整備を行う。 			

(2) 社会教育における学びの充実

- 高等教育機関等と連携して社会教育主事や社会教育士など社会教育関係者を養成するための機会の多様化や充実を図ります。
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者の育成、社会教育の振興や生涯学習の推進を図るための情報提供や相談対応等の取組を進めます。
- 様々な人権課題に関して、学校と家庭、学校と地域などの連携のもと、子どもから高齢者にいたる幅広い年代に対する学習機会の充実を図ります。

名称	社会教育総合推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	県、市町村 県民（被表彰者）	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習社会の構築を目指し、社会教育行政及び生涯学習振興行政を推進するための体制を構築する。 ・表彰により、意欲を高めるとともに、活動の裾野を広げる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する多様で幅広い意見をいただくことによって、県社会教育行政における課題の認識や、方向性・具体的取組等の参考としている。 ・様々な団体に働きかけたが、推薦団体数は減少した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県の社会教育委員の会での意見や協議内容が、市町村社会教育担当課や市町村社会教育委員と共有できているとは言えない状況である。 ・推薦団体が少なく、被表彰団体数が伸び悩んでいる状況である。 			
方向性	・県社会教育委員の会での意見や協議内容を施策や事業に反映させるだけでなく、市町村社会教育委員の代表から構成される県社会教育委員連絡協議会において情報提			

	<p>供したり、協議内容を市町村の社会教育委員担当課に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域系部活動など幅広く推薦いただくよう、推薦団体に対する掘り起こしを行う。 また、県民センターから地域活動団体の情報提供を受け、掘り起こしを行う。
--	--

名称	社会教育士(主事)の確保・養成事業		所属	社会教育課
目的	対象	教員、区市町村職員、社会教育関係者	目指す状態	社会教育に関わる知見やスキルを有している社会教育士(主事)を確保・養成する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育士の役割や称号取得の方法等について記載したパンフレットを作成し、県内各学校、市町村教育委員会、関係機関等に配付するとともに、各種会合において周知した。 ・市町村職員、社会教育施設職員、魅力化コーディネーター、民間など様々な分野の受講者が増え、社会教育士の養成が図られた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教員籍の社会教育主事有資格者(社会教育士)の養成が十分でない。 ・地域づくりに関わる人の受講ニーズが高まりつつある中、現行の島根大学社会教育主事講習では対応しきれていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事(士)の有用性を理解してもらうため、指導主事・社会教育主事会や各種研修会等の機会を通じて情報提供をするとともに、受講を促す働きかけを行う。 ・社会教育実践研究センターや他大学における社会教育主事講習への教員の派遣、島大講習の定員拡大など、教員籍の社会教育主事有資格者(社会教育士)の持続的な養成・確保の方策について検討する。 ・地域づくり分野で社会教育士を目指す人の受け皿づくり(講習内容の拡充)について、関係機関と検討・調整する。 			

名称	社会教育研修センター事業		所属	社会教育課
目的	対象	社会教育関係者(担当者・指導者等)	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決や学校・家庭・地域の連携協働の推進に向けた専門的スキルが習得されている状態。 ・社会教育の推進に向けた知識や技術の深化及び資質、実践力が向上されている状態。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な市町村支援の呼びかけを行った結果、コロナ禍にも関わらず、市町村支援事業の実績人数が増加している。 ・新型コロナウイルス感染症の予防のため、主催研修を下期に変更、研修回数を減らしたりしたが、受講者は10%減に留まった。(R元:812名→R2年:733名) 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、主催研修の会場としていた青少年の家の研修室の利用停止による代替会場の確保が必要である。 ・離島・中山間地域からの研修への参加者数減が減少している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・離島・中山間地域及び感染拡大地域等の受講対象者の研修機会を確保するためのオンライン研修の実施と学習コンテンツの配信を行う。 ・集合型とオンライン型をあわせたハイブリッド型研修を実施する。 ・研修計画時の代替会場の確保(社会教育主事講習Bも含めて)を行う。 ・感染防止対策のための機器、備品の準備及びスタッフのスキルアップを図る。 ・伴走型研修を積極的に実施する。 			

(3) 家庭教育支援の推進

- 学力の育成に必要な基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図るために、保護者にわかりやすい内容や取り組み方を学校から家庭に対して積極的に情報提供し、情報の共有と理

解を得ることや、保護者との共通認識づくりを図ります。

- 電子メディアに関する指導など家庭教育にかかわる関係部局・団体等と連携しながら、保護者の子育てに対する不安や悩みの解消につながる家庭教育支援の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等やPTA、さらには企業等とも連携しながら、「親学プログラム」、「親学プログラム2」を子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、つながりづくりの場として活用するなど、親の学びの場・つながりづくりの場の充実を図ります。

名称	家庭教育の支援体制整備事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（PTA会員等）	目指す状態	PTA連合会同士の情報共有や合同研修を通して、学校・家庭・地域社会が一体となって「地域の子どもを地域で育てる」気運の一層の醸成を図り、家庭教育の支援体制を構築する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会（4つのPTA連合会の連合組織）において、各PTA連合会や単位PTAの状況や活動についての意見交換を行うことによって、共通の課題を把握し、研修内容に反映している。 ・ 参加者アンケートの意見を基に協議を行い、PTA会員等のニーズに合った内容で合同研修会を実施することができている。 ・ 令和2年度は、「子どもの発達や成長に不安を感じている」、「子どもとの関わり方について学びたい」といった、PTA会員のニーズに応じた研修会を行い好評を得た。 ・ 各PTA連合会の年度当初の総会で日程、内容等の周知を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者がPTA役員等の割合が多く、一般会員が少ない傾向にある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度、申込方法や会場までの経路など、デザイン全般について改善を図ったチラシ作成について、今年度も多くの会員に興味を持ってもらえるものを作成し、配布する。 ・ 連絡協議会での振り返りを大切にし、次年度の研修を企画する。また、各PTA連合会で、年度当初から周知を行う。 			

(4) 図書館サービスの充実

- 豊富な資料・情報と司書の専門性を生かし、多様化するニーズに対応した情報提供や、専門機関との連携強化を図ることで、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実に努めます。

名称	図書館事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（利用者）、未就学児	目指す状態	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、資料提供やレファレンス等の情報提供に努めながら、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことが出来る環境の整備を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「よろず支援拠点サテライトデスク」ビジネス相談会の参加者数は年間25～29組程度で推移している。 ・ 読み聞かせに適した図書をセットにして貸し出すことで、どんな本を読んだらいいかわからないという保護者へのサポートになった。 ・ 「遠隔地利用者図書貸出制度」による貸出冊数は毎年増加傾向にある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からの調査、相談依頼に応えるレファレンス件数が伸び悩んでいる。 ・ 家庭や図書館で全く読書をしない児童生徒が一定の割合で存在する。 ・ 貸出冊数が全体的に伸び悩んでいる。また、近隣住民に集中している。 			

	・相互貸借（協力貸出）冊数も1万冊程度で伸び悩んでいる。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に使える資料やデータベースを充実し、レファレンス機能の強化を図る。 ・読書普及指導員派遣に関するPRチラシを研修会や各種会議等の際に配布し周知に努める。 ・市町村イベントや保育所行事など、未就学児の保護者が集まる機会等を利用して、継続的に親子読書を推進する広報を行う。 ・図書館の様々なサービスについて、利用ニーズのある方にピンポイントで伝わるよう、関連機関と連携し、積極的な情報発信を行う。

(5) 体験活動の充実

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、発達の段階に応じた多様な集団宿泊体験事業や、休日に実施する宍道湖での湖面活動やフィールドアスレチック、キャンプ場などを活用した自然体験活動の充実を図ります。
- 子どもが健やかに成長し、社会の中で自立していけるよう、公民館等を中心に地域で行われる幼児期からの自然体験や集団宿泊体験、多世代交流活動など多様な体験活動を推進します。

名称	青少年の家事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（施設利用者）	目指す状態	青少年の心身の健全な育成と県民の教養と文化の向上を図る。
成果	・休館に伴うキャンセル処理を行う際に、日程の再調整や研修内容の変更などを丁寧に対応することにより、研修利用者へ最大限の配慮を行った。			
課題	・休館中は、施設を使用した研修ができない。（特に宿泊研修への影響が大きい）			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への感染対策を徹底する。 ・閉所中でも施設を利用せずに行える、新たなプログラムを検討する。 			

名称	少年自然の家事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（施設利用者）	目指す状態	青少年の心身の健全な育成と県民の教養と文化の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・休館に伴うキャンセル処理を行う際に、日程の再調整や研修内容の変更などを丁寧に対応することにより、研修利用者へ最大限の配慮を行った。 ・また、青少年の家からのキャンセル分の研修を可能な範囲で受け入れた。 			
課題	・休館中は、施設を使用した研修ができない。			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への感染対策を徹底する。 ・閉所中でも施設を利用せずに行える、新たなプログラムを検討する。 			

名称	青少年文化活動推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	児童生徒	目指す状態	「豊かな心」を育むとともに、次代の文化活動の担い手を育成する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進む中においても高校生の文化活動参加率は概ね横ばいで推移している。 ・開催大会が少なかったこともあり、全国大会に出場する児童生徒数も減少し、芸術文化表彰や学芸顕彰の推薦件数が減少している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生の文化部活動の魅力が、県民に十分に伝わっていない。 ・顕彰制度への推薦件数が少ない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生の文化部活動活性化のため、引き続き多様な方法で発表する機会を設ける。 ・顕彰制度について幅広く広報し、推薦件数を増やす。 			

V 基盤となる教育環境の整備・充実

(1) 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化

- 教職員に対し、「教職員の人材育成基本方針（平成 30 年 2 月改訂）」の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を進めます。
- 本県の教職員として求められる基本的な資質・能力を高めるため、今日的な課題や社会のニーズを踏まえながら、研修内容や方法の工夫・改善を行います。
- 「学校管理職等育成プログラム（平成 31 年 3 月改訂）」に沿って、学校マネジメントを中心とした研修を実施し、学校マネジメント力を身に付けた管理職の育成を図ります。
- 採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長・教頭、校長まで、教職員に段階的に実施する学校マネジメント研修の一層の充実を図ります。
- 本県の教職員として求められる基本的な資質・能力を備え、学び続けようとする人材の確保を図ります。

名称	専門的知識習得事業		所属	学校企画課
目的	対象	教育職員	目指す状態	より高い専門的な知識を身につけることにより、資質及び指導力の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院派遣については、現職教員に研修・研鑽の機会を与えるよう、継続的に周知し、派遣を促すことができた。また、大学との連携や情報交換により、派遣による成果等の共有が現状につながった。 ・認定講習については、定員数の見直しを行うことなどにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでは受講者割合は上昇傾向にあった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院派遣については、研修希望が出にくい傾向がある。 ・認定講習については、開設科目ごとの受講割合に開きも見られ、全体としては上昇傾向ではあったものの伸び悩んでもいた。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・参加対象者の条件や日程、内容について、大学と連携を取りながらプログラム等の充実や研修の周知の仕方などを検討していく。 ・認定講習については、鳥根大学及び特別支援教育課とともに、受講割合を引き上げられるような開設科目や定員数の検討及び調整を進めていく。また、受講者の負担の軽減についても取り組んでいく。 			

名称	教職員研修事業		所属	教育指導課
目的	対象	公立小中義務教育学校及び県立学校の教職員	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が主体的に研修を受講する意欲を持つとともに、教職員としての資質能力が向上する。 ・校内研修やOJTが活性化する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座申込件数は143件で、実施予定件数は128件の状況である。 ・今日的課題である出前講座「GIGAスクール時代のICT活用講座」20件、「合理的配慮の提供～個への対応～」9件、「通常の学級における気になる子どもの見方について考える～子どもの見方とらえ方～」12件という状況である。 ・中堅教諭等資質向上研修での研修「学校を支えるOJT」について、OJTの重要性について理解し、校内での実践に向けて意欲と見通しを持つことができたかの自己評価の平均は3.5（4件法）の状況であり、学校を支えるという立場を意識して実践していきたいという振り返りが多く見られた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が自発的に参加し、自らの資質能力の向上を図る「能力開発研修」を見ると、生徒指導・教育相談・特別支援教育に関する研修講座や、教育の情報化に関する研修講座は受講希望が多く、受入を断らざるを得ないものがある一方で、定員に対する申込みが50%に満たない研修講座もある。 ・鳥取・鳥根連携講座は、鳥取県の研修を受講する本県教職員が多い一方で、本県の研修を受講する鳥取県の人数が伸び悩んでいる。 ・出前講座は、学校が希望する期日がある一定の時期に集中しがちであることから、全ての要望に応じることができないでいる。 			

方向性	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある研修とするために、学校・教職員の課題意識やニーズを的確に把握する。また、研修のPDCAサイクルを機能させ、アンケートから何をどう読み取り、次の研修にどう生かすか、指導主事自身が協働的に研究する機会を創出する。 ミドルリーダーとして、校内研修やOJTのイニシアティブを取ることを期して設定した中堅教諭等資質向上研修の必修項目「校内研修の企画運営」が真に機能するよう、同研修の受講者に対する担当指導主事の伴走を充実させる。
-----	--

名称	教育センター調査研究事業		所属	教育指導課
目的	対象	公立小中学校及び義務教育学校、県立学校の教職員	目指す状態	本県教育の課題や実態に即応する開発的かつ実証的・実践的な調査・研究を行うことにより、その成果が学校教育の場で生かされるようにするとともに、指導主事等の力量形成を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月の教育研究発表会を中止したため、教育課題に対する調査・研究の成果を広く教職員に還元することができなかったことを受け、令和3年5月の教育研究発表会をライブ配信で実施した。 「指導主事共同研究」では、小学校プログラミング教育や教科横断的な学びに関してなどの最新情報を提供するよい機会となった。 研究で作成したリーフレットなどの成果物を、年間を通して各種の研修講座や出前講座、要請訪問等で活用することで、研究内容の普及に努めることができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍で、大規模な集合型の発表会を実施し、多くの参加者に対面による発表や講演を提供することが難しい状況である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 集合型の発表会以外の方法も含めて、研究発表大会の開催方法について検討を続ける。「研究・研修成果発表」については、研究紀要と研修報告をホームページに掲載するとともに、広く配布する。コロナ禍における調査・研究の成果の普及方法について、そのあり方を模索する。 			

(2) 学びを支える指導体制の充実

- 教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちに必要な総合的な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すために、平成31年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」に沿って、教育に係る業務全体の見直しや教職員の心身健康保持、仕事と生活の充実に向けた取組を教育委員会、保護者及び地域が一体となって進めていきます。
- 部活動において、専門的な指導ができる地域の人材を積極的に活用することにより、教員の負担を軽減し、生徒一人一人と向き合える時間を確保していくとともに、部活動の活性化を図ります。

名称	「しまね教育の日」推進事務		所属	教育庁総務課
目的	対象	県民	目指す状態	本県教育の諸課題解決に向け、県民一体で取り組む機運醸成が図られた状態
成果	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、「教育の日フォーラム」の開催に代え、県教育委員会の施策について紹介する動画を制作し、県ホームページへ掲載した結果、約1,400人の視聴があり、コロナ禍においても本県教育の諸課題解決に向け、県民一体で取り組む機運醸成に効果があった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 一般県民の参加を促す取組が行いにくい状況にある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の状況を考慮したイベント等の実施方法の検討や「教育の日フォーラム」を開催しない場合の代替行事の実施により、一般県民の参加につながる取組を行う。 			

名称	中学校クラスサポート事業		所属	学校企画課
目的	対象	大規模中学校1年生	目指す状態	環境が大きく変化する中学校第1学年での生活・学習面をきめ細かく支援し、中学校1年生が充実した学校生活を送れるようにする。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスサポートティーチャー（以下「CST」という。）が学習の遅れがちな生徒へ個別の支援、指導を行うことができ、生徒の学習意欲が高まることで基礎・基本の定着につながった。 ・CSTと学級担任との情報交換を通じて、いじめや問題行動、学校への不適応を未然に防ぐことができた。 ・生徒間の問題を早期に発見し、素早い支援に結び付けることができた。 ・支援方法や内容、教科等について学年部等と事前に打合せを行い、余裕を持って支援に当たることができる体制ができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・CSTの見立てや支援の状況について学年部等で共通理解を図ろうと努めているが、じっくり話す時間や相談する時間を十分に確保できていない状況がある。 ・時間割の都合上、支援が必要な学級が重なることがあり、継続した学習支援を行うことが難しい場面があった。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校ともに高止まりの状況が続いている。第1学年の学級数が3学級以上かつ1学級の生徒数が31人以上という配置条件を、事業を進めるうえで検討する必要がある。 ・CSTの勤務時間が限られているため、学年部等と対話をしながら支援の方向性を考えていく時間が十分に確保できていない学校もある。CSTの効果的な活用のためにはCSTと学年部等との情報共有や、指導の方向性の共通理解の時間を確保することが重要である。また、各学校でCSTを学校組織の中に位置付けられ組織的な支援体制が構築されているかを、学校訪問等を通して引き続き確認、指導を行うことも重要である。 			

名称	進路希望実現のための講師配置事業		所属	学校企画課
目的	対象	専門高校及び就職者の多い普通科高校22校 進学者の多い普通科高校13校	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導担当者の授業時間数を軽減し、進路指導、特に就職指導の充実・強化を図る。 ・生徒へのきめ細かい指導、教員の授業力の向上を図り、生徒の進路希望実現に向けた支援の強化を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導主事等の授業時数が軽減されたことにより、進路指導の特に就職希望者への指導の充実・強化が図られた。また、きめ細かい指導の充実・教員の授業力向上が図られ、生徒の進路希望実現に向けた支援の強化につながった。その結果、コロナ禍にありながら、高い就職内定率につながったと考えられる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一人にあったきめ細かい進路指導を行うために必要な事業所等の情報や、生徒に対応する時間が十分ではない。 ・学校の所在する地域により、県内就職率に差があるように見受けられる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な時間分の非常勤講師を人員や時数など柔軟に対応して配置する。 ・県西部の学校に適切な非常勤講師の配置を行う。 			

名称	地域人材を活用した指導力等向上事業（スクール・サポート・スタッフ配置事業）		所属	学校企画課
目的	対象	大規模校を中心に特に非常勤職員を配置して対応する必要がある小学校、中学校及び義務教育学校	目指す状態	教員の事務的業務を支援することによって、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるようにする

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上等の取組を推進するためにスクール・サポート・スタッフの効果は大きく、勤務時間内の教材研究、生徒に関する情報交換の場面やケース会議の実施等、配置以前よりも増加した。 ・理科準備室や音楽準備室等の整理整頓の用務支援等により、多くの教員の負担軽減となっている。 ・学校事務が集中する時間帯の作業分担が軽減されることで、教員が余裕をもって児童生徒に対応できるようになった。 ・調査物の回収や集計、宿題の丸つけ、課題チェックなどの業務が任せられて、負担軽減につながった。 ・印刷等の業務が減り、部活動終了後の時間外勤務が減った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上や部活動に向けた保護者・地域の期待が高まっている。 ・新学習指導要領の実施に向けた学校（教員）の対応やいじめ、不登校等の諸課題への対応など、スクール・サポート・スタッフでは対応できない（教員が自らやらざるを得ない）業務が依然として多い状況がある。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフ配置校数を拡大する。 ・スクール・サポート・スタッフの担当業務の精選と校内体制の確立をする。

名称	地域人材を活用した指導力等向上事業（県立高校業務アシスタント配置事業）		所属	学校企画課
目的	対象	県立高校の教員	目指す状態	教員が担う業務のうち、教員でなくとも実施可能な業務・作業を実施する会計年度任用職員を配置することで、教員が本来の業務に専念できる環境を整える。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・業務アシスタントに業務を依頼した教員の割合が令和2年度は64%であり、令和元年度よりも4ポイント増加した。 ・教員1人について、月あたり174分の事務作業等にかかる時間が削減されており、学校単位で見れば業務アシスタント1人を配置したことにより、月あたり142時間分の事務作業等にかかる時間が削減されたことになる（配置校における在籍教員数平均49人として試算）。 ・教員の満足度は、令和2年度は84%であり、令和元年度よりも1ポイント増加した。 ・効果検証のために令和2年度に新たに配置した学校では、多忙感解消、本来業務時間確保ともに高い満足度の数値が示されており、業務アシスタント配置による業務改善への期待度が高いことが分かる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本来業務に専念できる時間の確保について、依然として「ほとんど変わらない」と感じている教員が見られる。 ・業務アシスタントへの事務作業等依頼状況については、各校で大きな差が見られる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務アシスタント配置の効果をさらに高めるため、次の運用策を全配置校に徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務アシスタントの業務明確化 職員の話し合いやアンケートの実施、教員が行うべき業務との棲み分け、業務アシスタントのスキル向上、など ・校内運用システムの構築 依頼ボックスの設置、依頼書様式の実施、業務アシスタントのスケジュールの見える化（校内LANの活用等）、など ・業務アシスタントと教育職員の連携 校内会議への参加、情報の共有化、など ・学校内の事務業務全体の整理 定型業務のマニュアル化、業務分担の整理、など 			

名称	地域人材を活用した指導力等向上事業（部活動地域指導者活用支援事業）		所属	学校企画課
目的	対象	市町村立中学校、県立学校の生徒	目指す状態	教員の業務負担軽減を図り教育の質の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年2月に策定した「部活動の在り方方針」について、県立学校や市町村教育委員会に様々な会議等の機会を活用して説明することで、方針の周知を図った。 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている市町村教育委員会を対象に、部活動指導員や地域指導者の配置に係る経費の一部を補助することで、部活動を担当する教員の負担軽減を行い、教育の質の向上を図った。 県立学校においても、部活動競技種目に経験がないなど指導経験がない教員の負担を軽減するため部活動指導員や地域指導者の配置を行い、教育の質の向上を図った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学校現場では、部活動指導員等のさらなる配置を希望しているが、地域に部活動の指導が可能な人材が不足している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校から保護者会等を通じて制度の周知を図り地域での浸透を図る。 現在、部活動指導を行う教員の技術的負担を軽減するため配置している地域指導者を将来的な部活動指導員へ育成を図る。 			

(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進

- 幅広い地域住民や各種団体等の参画によって子どもの教育にかかわる魅力ある環境づくりをさらに進め、多くの子どもたちが放課後や土日、長期休業中に学習活動や交流活動等に参加できるように、魅力あるプログラムの提供と広報活動を実施し、地域総掛かりで子どもの成長を支える活動を支援します。
- コーディネートを担う新たな人材の発掘・養成や、コーディネート機能の充実を図るため研修などを市町村等と連携しながら継続的に実施します。

名称	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業		所属	社会教育課
目的	対象	学校、地域住民	目指す状態	学校・家庭・地域の連携・協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作ることにより、地域全体で子どもを育む気運のより一層の醸成を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 学校支援を中心に、地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」の取組が定着してきている。 コーディネーター研修会を計画・実施し、参加者が地域学校協働活動の意義や推進のポイント、コーディネーターを務める上で留意する事柄やコーディネートのスキルを学ぶ機会を設け、実践への意欲を高めている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターやボランティアスタッフの発掘・養成・育成に資する仕組みづくりが十分でない地域がある。 事業間の総合化・ネットワーク化が十分でない地域がある。 地域住民への広報、情報発信が十分でなく、活動の広がりが弱い地域もある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 調査等を元にし、市町村における持続可能な推進体制づくりの支援に資する研修や市町村への伴走支援を実施する。 地域住民に向けて作成している広報物等の事例収集と他の市町村への情報提供、また、新聞広告等を活用した県民全体への広報を行う。 			

(4) 学校危機管理対策の充実

- 様々な危機管理事案が発生することを想定し、「学校危機管理の手引」の点検や見直しを

行い、学校へも「危機管理マニュアル」の点検、見直しを促すとともに、警察などの関係機関と連携した危機管理体制を充実し、事案発生時の実動力を確保します。

- 通学路等については、学校と警察や地域等との連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。
- 子どもたちが、安全点検に参加することなどにより、身近な生活における安全行動の能力を向上させる取組を推進します。
- 教職員への安全研修（生活安全・交通安全・災害安全の3領域）を充実させます。

名称	学校危機管理対策		所属	教育庁総務課
目的	対象	学校、教育機関等	目指す状態	事案発生時の実動力を確保する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原発30km圏内の全ての学校が作成した原子力災害発生時の対応を定めたマニュアル（以下「原子力災害対応マニュアル」という。）の実効性を高めるため、島根県原子力防災訓練に合わせて、各県立学校及び関係4市教育委員会と情報伝達訓練を行った。 ・新型コロナウイルス感染症対策については、教育庁内の対策会議を開催し、学校の臨時休業や学習支援、部活動の対応、生徒の心のケアなどの対応方針について決定し、県立学校への通知や、市町村教育委員会への情報提供を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症については、国の動向や県内外の感染症例の判明状況を踏まえ、より迅速かつ的確に対応していく必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も原子力災害対応マニュアルの実効性を担保するため同様の訓練を実施するとともに、地域防災計画の変更等がある場合には原子力災害対応マニュアルの改訂作業の支援を行う。 ・新型コロナウイルス感染症については、国の動向や県内外の感染症例の判明状況などを的確に把握し、最善の対応をとる。 			

名称	学校安全確保推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	県内公立学校児童生徒	目指す状態	学校（登・下校を含む）での安全を確保する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催する災害安全研修について、アンケート評価の結果から学校安全についての理解は進みつつある。 ・アンケート評価の結果から、研修による学校安全に対する理解の深まりは目標達成の水準にある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時の交通事故や、学校生活で救急搬送を伴う事故等も発生している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全担当者への研修について、児童生徒自身の安全に対する意識の向上に向けた指導方法など、研修内容を充実させる。 ・学校へ児童生徒の安全確保について、通知等により注意喚起を行う。 ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用を通知し、各学校における危機管理マニュアルの見直しを進める。 			

(5) 学校施設の安全確保の推進

- 子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために、耐震対策などの防災対策や老朽化した施設の改修に加え、トイレの洋式化など時代に即した環境改善を推進していきます。

名称	高等学校校舎等整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	県立学校	目指す状態	安全・安心な教育環境の確保
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から地震発生時に重大な人的被害を与える恐れのある屋内運動場等の主 			

	な非構造部材（吊り天井・バスケットゴール・照明器具）の落下防止対策を実施してきたが、令和2年度中に全ての要対策箇所の整備を完了した。
課題	・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドライン」（文部科学省）が平成27年3月に改訂されたが、新たに定められた点検項目（折れ天井、横連窓、ガラスブロック等）に係る耐震性の把握等が十分ではない。
方向性	・他県の対応状況等を情報収集しながら、追加点検項目に係る調査・点検、対応方法について検討する。

名称	教育財産維持管理費		所属	教育施設課
目的	対象	県立学校	目指す状態	児童生徒等の生活環境の変化等に応じた教育環境の確保
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場におけるトイレ洋式化は目標とする6割をほぼ達成済である。 ・普通教室のエアコンは令和元年度に100%設置済である。 <p>現在は「県立学校のエアコン設置方針」の「公費で原則設置する室」に基づき整備を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洋式化、エアコン設置とも新型コロナウイルス感染症対策の観点から国の補助金を活用して前倒し整備を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所となる可能性の高い屋内運動場のトイレ洋式化を優先的に整備してきたため、校舎において和式トイレが多く残っている学校がある。 ・特別教室や管理諸室等のうち、エアコン設置の必要性が高い室において未設置の室がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洋式化、エアコン設置ともそれぞれの整備計画に基づき整備する。 <p>トイレ洋式化（R3～R5）計210基程度 エアコン設置（R2～R7）計180室程度</p>			

(6) 文化財の保存・継承と活用

- 新たな文化財の指定や選定等を行うとともに、保存、修理や伝統文化の継承活動などの支援を推進することにより、世界遺産や国宝・重要文化財などの貴重な歴史文化遺産を次世代に継承していきます。
- 島根の歴史・文化について体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や、シンポジウム、講演会などを通して周知することにより、学びの機会を広く提供します。
- 歴史的建造物の復元や先端映像技術を用いた文化財の「見える化」などを進め、文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、島根の歴史・文化への学習意欲の向上を目指します。

名称	指定文化財等保護事務		所属	文化財課
目的	対象	県民、文化財所有者・保持団体	目指す状態	県民が郷土への愛着や誇りを持てるよう、文化財を将来にわたって確実に継承し、活用できるように地域総がかりで取り組む環境を整備する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県文化財保護審議会委員や、文化財各分野の専門家と連携して県内の文化財の調査研究を進めた結果、令和3年度は新たに2件の県指定を見込んでいる。 ・令和2年度末に地域総がかりで文化財を保存・活用していくための指針となる「島根県文化財保存活用大綱」を策定した。 ・防災の観点での文化財保存について、市町村やヘリテージマネージャー等と連携し、相互支援の体制づくりに着手した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者の中には、指定文化財の将来にわたる維持管理について不安を感じている者がある。 ・寺社等が所有している文化財について、保存管理していくことが難しくなっている 			

	<p>事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神楽等の無形民俗文化財の保持団体等は、練習や発表の機会が激減しており、その継承や活用が難しい状況にある。 ・市町村によっては、文化財の調査研究、保存・継承、活用が難しい状況にある。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財や、無形民俗文化財の衣装・道具などを修理するための財政支援制度を周知する。 ・維持管理経費の負担軽減のために、保存環境の整った博物館・美術館等への寄託等の手段があることを、市町村とともに所有者に向けて情報提供及び助言する。 ・「文化財保存活用地域計画」を未作成の市町村に、作成のメリット（文化財修理等の国庫補助率が上乘せされる等）を周知する。 ・市町村が地域計画を作成する場合は、県も計画段階から参画し、大綱の方向性に照らしたものとなるよう助言、支援する。

名称	歴史遺産保存整備事業		所属	文化財課
目的	対象	県民、文化財所有者・保持団体	目指す状態	文化財の損壊や滅失を防ぎ、将来へ確実に継承していく。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の保存修理について、計画的に整備を進めている状況である。 ・保存修理したことにより、未来への継承が可能となった。修理後は一般向けに公開するなど、地域資源として活用されている。 <p>(令和2年度で完了した事業)</p> <p>史跡 鱒淵寺境内整備、県指定 医光寺総門保存修理</p> <p>(継続して実施している事業)</p> <p>重文 旧大社駅本屋保存修理、重有 菅谷たたら山内保存修理、 県指定 永明寺保存修理</p> <p>(令和3年度から開始する事業)</p> <p>重文 佐々木家住宅保存修理、重文 樋口威鎧残闕保存修理、 県指定 櫻井家住宅保存修理</p>			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の個人所有者が保存修理や維持管理等を行う場合、多額の自己負担が生じる。 ・近年中に保存修理を要する文化財が集中している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の傷みが進行すると保存修理費用が増大することを鑑み、市町村の協力のもと、随時所有者と関係機関で保存状態を情報共有し、適時に文化庁の専門職員の調査派遣を要請するなど、計画的に修理が行われるよう支援する。 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（～令和7年度）の対象事業や、市町村の「国土強靱化地域計画」に基づき実施される文化財の保存・継承のための事業について、文化庁の補助事業を活用し、重点的集中的な支援（随伴補助）を検討する。 			

名称	八雲立つ風土記の丘事業		所属	文化財課
目的	対象	県民及び県外からの来訪者	目指す状態	風土記の丘地内の史跡や文化財を通して県内の文化財への興味・関心を高め、文化財を身近なものと感じるようになる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で出土した動物に関わるミニ企画展と連動したイベントとして子ども向けに移動動物園を誘致した。親子で文化財に親しむ機会を提供し、来館者増につながった。 ・文化財を身近に感じてもらえるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して、屋外でのイベントを開催した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により来館できない方々に対して、講座の動画公開を開始した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性や資料的価値の高い展示を行い、歴史文化に興味の深い客層が一定数来館されるが、新規入館者や観光入込客などの増加につながらない。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡出雲国府跡をはじめとする風土記の丘地内を自転車で周遊するコースを提案しているが、利用者が少ない。 ・令和2年度の県外客入館者数は、対前年度比で42%まで減少した。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・風土記の丘周辺施設との一体的な集客につなぐため、松江市観光部局と連携する。また、一般県民を対象とした風土記の丘の認知度調査を検討する。 ・来館者に、風土記の丘地内の史跡や周辺施設の周遊を楽しんでもらえるよう、提案するルート及び古代出雲ストーリーを見直す。 ・学校利用を1つのターゲットとして、授業で活用可能な体験プログラムを用意し、近隣及び周辺市町の学校へ利用を働きかける。 ・今後も講座の動画配信を継続して行い、新型コロナウイルス感染症の収束後の来館者増につなぐ。

名称	古墳の丘古曾志公園事業		所属	文化財課
目的	対象	県民及び県外からの来訪者	目指す状態	古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深める。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの洋式化、手洗水栓の自動化、公園案内看板の更新、支障木伐採による眺望改善など、良好な利用環境の確保に努めた。 ・音楽イベントのWEB配信の中で、収録場所となった古曾志公園のPRを実施した。 ・埋蔵文化財調査センターと連携して「古曾志公園の紹介しまね遺跡ガイド」を実施した。また、周辺自治会、小中学校への広報活動により、利用促進を図った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や構造物の発錆劣化や機器の故障等、全般的に老朽化が進行している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な園内の見回りや施設の保守点検により、利用者の安全確保を図る。 ・老朽化した個別施設、機器ごとに、安全性や費用対効果を踏まえ今後の対応を検討する。 			

名称	古代出雲歴史博物館管理運営事業		所属	文化財課
目的	対象	古代出雲歴史博物館の利用者及び県内外の人々	目指す状態	島根の歴史文化に関する研究成果の発信、学習・交流機会の提供により、県内外の方々に島根の歴史文化の魅力を発信し、理解してもらう。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・相互誘客の取組として、出雲大社と古代出雲歴史博物館を組み合わせたツアーを引き続き実施し、2,869名の参加があった。 ・県外で特別展「出雲と大和」の開催に合わせて改修工事を行い、施設・設備の不具合の解消、館の魅力向上を図った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により来館者数が大幅に落ち込んでいる。 ・出雲大社及びその周辺の観光拠点からの入り込み客を十分に取り込めていない。 ・県内来館者が十分に取り込めていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中で、県外からの来館が期待できない状況を踏まえ、当面は、県内の来館者増にシフトし、通常のイベント告知に加え、「道の駅」など交通拠点でのPR強化や、フェイスブックを分析してネットユーザーが反応する話題性のある情報発信に努める。 ・県内外の学校やエージェントに向けて、教育旅行（修学旅行・遠足・歴史文化教育等での利用）のセールス活動・情報発信を強化する。 ・近郊の宿泊施設や観光施設と協力し、周辺観光客の立ち寄り率向上を図る。 ・県内外の小中学校から来館が増加している状況を踏まえ、特に県内の児童生徒に対しては、その地域の文化財により興味を持ってもらうよう、地域に関係ある展示のPRや地域の文化財を紹介するなど、ガイダンスの内容を工夫する。 ・アフターコロナを見据え、多言語等インバウンドの受入体制の充実を図る。 			

名称	埋蔵文化財保護事務		所属	文化財課
目的	対象	県民（開発事業者）	目指す状態	開発に当たり貴重な文化財が破壊あるいは消失しないよう、計画段階で必要な協議を行い、適切な調整がとられるようにする。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡情報を記載した遺跡カード作成のフローを作成し、市町村と埋蔵文化財調査センターの役割分担を明確にした。 ・これまでに把握された遺跡の名称及び数を記載した一覧表を、遺跡カードに基づいて最新の情報に更新した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地理情報システム（以下、「GIS」という。）上で遺跡情報の更新がされていない場所がある。 ・遺跡カード上で、過去に把握された遺跡情報とその後の遺跡情報が整理・更新されていないものがあるため、開発区域内の遺跡の保護等に関する取扱協議に支障をきたす恐れがある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と県で情報共有・最新情報への修正を行い、できる限り早くGISに反映できる仕組みを整えることで、遺跡の取扱いに関する協議が適切かつ速やかに行える環境を整える。 ・開発に伴う遺跡の取扱いフローや遺跡GISの有用性に関し、市町村に対して丁寧に説明することによって、協力が得やすい環境づくりに取り組む。 ・引き続き、市町村と連携し、その協力を得たうえで、開発事業者に対して埋蔵文化財に関する手続きの周知徹底を図り、無届け工事発生防止に努める。 			

名称	文化財活用事業		所属	文化財課
目的	対象	県民	目指す状態	子供から高齢者まで幅広い世代に島根県の歴史文化を学習する機会を積極的に提供し、ふるさとを誇りに思う心を醸成することで、県民の心の豊かさの向上に寄与する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代に文化財に触れてもらうよう、多様な事業展開（出前授業、講座・講演会、街歩きイベント、ガイドブック・パンフレットの作成、レンタサイクル・音声ガイドの貸出など）を行っている。 ・文化財への関心が低い若者世代に向けて、QRコードやYoutube配信などデジタルコンテンツを積極的に活用している。 ・さらに幅広い文化財活用を目指し、音声ガイドの多言語化を進行中である。 ・いにしえ倶楽部やまちあるきイベント等については、Facebookや報道発表などを行い情報発信に努めている。 ・まちあるきイベントや子ども塾の実施にあたっては、出雲・石見・隠岐の地域バランスが取れるように調整を行っている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子供塾の応募が近年やや減少傾向にある。 ・一般対象の座学講座については、高齢者の参加は多数ある一方で、若者や子育て世代の参加率が伸び悩んでいる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、子ども塾の内容について実体験を通して知ってもらう「教員のための文化財活用講座」を、古代出雲歴史博物館と共同で行っている。その中でワークショップを開き、教員視点の意見や要望を取り入れることで、より活用しやすい魅力あるコンテンツ開発につなげる。 ・親子向けの体験活動イベントを行うことで、子育て世代の参加を促し、文化財・歴史へ興味関心を持つきっかけをつくる。 			

名称	埋蔵文化財調査センター事業		所属	文化財課
目的	対象	県民、公共事業者	目指す状態	開発地域内の埋蔵文化財調査を行いその価値を明らかにして、調査で得た情報を県民に還元すると同時に、開発事業と文化財保護との調整を円滑に行い、適正な公共事業の促進を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 事前の確認調査の実施により、見込まれる調査量を事前に把握し、円滑な調査の実施につなげている。 発掘調査の成果については、現地公開やパンフレットの作成・配布に加えて、現地説明会等のオンライン配信なども行い、広く発信に努めている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業の増加に伴う発掘調査に、迅速に対応することが困難となる可能性が生じている。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省や土木部など関係機関との情報共有を定期的に行い、開発事業の状況について最新情報を把握し、早い段階での円滑な協議が行われるよう努める。 			

名称	古代文化の郷「出雲」整備事業		所属	文化財課
目的	対象	県民及び来訪者	目指す状態	出雲部に存在する貴重な文化遺産を、野外博物館としてネットワーク化を図り、物語性のある歴史探訪ルートとして活用してもらおう。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 野外博物館としてのネットワーク化や物語性のある歴史探訪ルートとして活用を図るうえで不可欠な、出雲部各市町における個々の史跡の整備や調査による価値の顕在化が進んでいる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 古代文化の郷「出雲」のゲートウェイとなる風土記の丘地内については、個々の史跡の保存・整備は進みつつあるが、それを繋ぐストーリーやルートの見直し、情報発信が十分でなく人を惹きつける入口の役割を十分に果たしていない。 また、出雲地域の存在する文化財へと繋ぐためのネットワークや情報発信が十分ではない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 県、松江市や出雲市など関係市町、指定管理者など関係機関と、調査や史跡保存・整備の進展に応じたストーリーの見直し、ルートの見直しを行うための検討の場を設定し、古代出雲を体感できるストーリーの構築を進める。 風土記の丘展示学習館が古代出雲のゲートウェイとなるよう、出雲部の史跡等に関するパンフレットの提供など集約的な案内を行う環境を整える。 風土記の丘地内では周遊マップの作成などによって、音声ガイドや電動アシスト自転車の利用環境を整え、来訪者の満足度の向上を図るとともに、アンケート調査の実施等により改善点の把握に努める。 			

名称	未来に引き継ぐ石見銀山保全事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の価値を高め、適切に保存整備し未来に継承しつつ、その価値や魅力について情報を発信し認知度の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産センターでの企画展の観覧者のうち、石見銀山遺跡への興味関心が高まった、やや高まったとした割合は93%で認知度が向上している。 県外講座のオンライン配信により参加者数が増加し、より多くの人々に情報が届いている。 大田市が実施する史跡等の保存整備、落石防止等の安全対策は着実に進んでいる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 従来は調査研究は、登録時のICOMOS（国際記念物遺跡会議）の指摘に対応するため、専門性の高い学術的な視点から進め研究成果を報告書として刊行してきたが、一方で、世界遺産センターの入館者等の一般の方への成果の発信は取組の途上である。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・講座のオンライン配信による受講者の拡大は取組の途上である。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から始める調査研究では、一般の方に興味関心を持ってもらえるテーマは何かという視点から、研究テーマの設定プロセス等を検証し、見直しを実施する。 ・世界遺産センターにおいて、調査研究成果をわかりやすく展示する企画展を定期的に開催する。 ・講座の周知は、SNSほか様々な媒体を活用するとともに、新たな受講者の開拓や石見銀山への来訪につながる企画を進める。 ・大田市や地元関係機関並びに他部局との連携を進め、史跡等の保存整備の支援や大田市が主導する日本遺産とタイアップした情報発信を強化する。

名称	古代文化研究事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	しまねの特色ある歴史文化について、新たな視点から調査研究を行い、学術的基盤を構築する。研究成果を広く公開して、歴史・文化の魅力を向上させることを通じ人々の交流を促す。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果は、『古代文化研究』やテーマ研究報告書として刊行している。これを基に、島根の歴史・文化をより魅力のあるものに磨き上げ、シンポジウム・講座を通して、県内外の歴史ファンに向けた情報発信に活用してきた。受講者へのアンケート結果では、「この講座を知人に薦められますか」という設問に対し、7以上の評価（10段階 1低～10高）が全体の80%を超える高評価を得ている。講座・シンポジウムの参加者・視聴者は目標を達成しており、歴史文化への関心の高まりが感じられる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・講座・シンポジウムの参加者・視聴者については、オンライン配信の効果もあり増加の傾向にはある。一方、古代出雲歴史博物館企画展の来館者は、コロナ禍の影響もあるが、大きな伸びはみられない。講座・シンポジウム、博物館企画展により多くの方々に訪れて頂くためには、歴史ファンの興味・関心が高いテーマを取り上げて研究を進める必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・講座・シンポジウム、企画展などの際に行っているアンケートの結果を活かして、歴史ファンの興味・関心が高い分野を把握し、これを考慮しながら研究テーマを選定する。 ・研究途中の段階であっても、例えば新しい発見があった際に、その内容や調査の過程について、ホームページなどを通しその過程を発信することで、より歴史文化の魅力をわかりやすく伝えていく。 			

名称	島根の歴史文化活用推進事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	しまねの豊かな歴史文化の魅力を広く伝え、県民の郷土への自信を培う。県外の方々には、しまねの歴史文化に関心を持ってもらうことで、人々の交流を促進する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、東京開催の大規模イベント等の一部中止などを余儀なくされている。県内で開催する講座については、感染対策に万全を期すため定員を50%に制限したが、オンライン配信を積極的に導入した。 ・講座のオンライン導入によって、全国どこからでも受講していただけるようになり、また、年齢的にも、より若い世代に広がるなど、新たな受講者を獲得できた。その結果として年度当初に設定した目標数以上の参加者、視聴者を獲得した。併せて、イベント情報を配信するメールアドレス登録者数も、オンライン配信を始める前の約400から、約1,300に拡大した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の情報の受け手は、高齢者層が中心である。今後、人々の交流を促進するためには、若年層の取込みなど、島根の歴史ファンを新規開拓することが必要である。 			

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・島根の歴史文化に関する様々な情報について、一覧できるポータルサイトを作成する。 ・気軽に閲覧できるような短編動画を制作・配信し、FacebookなどSNSとも連動させ、効果的な発信となるよう工夫する。 ・オンラインシンポジウムについては、来訪動機につながるような現地映像を組み込み、幅広い層に受け入れられる内容に作り込んで配信する。
-----	---

(7) 私立学校への支援（総務部総務課）

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのため、経常費助成などの支援を行います。
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための支援を行います。

名称	私立学校経営健全性確保事業		所属	総務部総務課
目的	対象	私立学校・学校法人	目指す状態	私立学校の教育条件の維持向上と経営の健全性を高める。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・公教育の一翼を担う私立学校の運営費充実に係る助成を行うことにより、保護者の学費負担の軽減、教育環境・教育水準の維持向上、学校経営の安定化を図ることができたほか、私立学校による地方創生に向けた取組を促すことができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校は、高校進学を選択肢の一つであるとともに、卒業後の県内就職の面でも大きな役割を期待されているが、生徒数が減少する中で、その経営環境は、今後、厳しくなることが予想されている。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教育環境や教育水準の維持向上を目的に、今後も私立学校振興費補助金などの必要な支援を継続する。 ・生徒数が減少する中、地方創生の目的達成（県外生徒確保や県内就職率の向上等）を推進するため、経費面での支援を行い、私立学校の取組を促し、学校法人の経営の安定化を図る。 			

名称	私立高等学校等就業支援事業		所属	総務部総務課
目的	対象	私立高等学校等に在籍する生徒	目指す状態	高等学校等就学支援金を交付し、保護者等の教育費負担を軽減する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高校生等のいる世帯に対し、年収等に応じて、授業料の一部を支援、または授業料以外の教育費の一部を給付し、保護者等の教育費負担を軽減することができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化等により私立学校への入学希望者の総数が長期的に減少することが見込まれ、現在の教育水準の維持・向上が困難になる。 ・就学支援金の支給額が引き上げられたが、保護者等の教育費負担の軽減の動きを、私立学校への入学希望者の増加につなげる取組も必要である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も保護者等の教育費負担の軽減するための支援を継続する。 ・公私間格差や年収による授業料負担の格差が一層縮まるよう国への要望を継続するとともに、授業料負担軽減制度については、引き続き検討を行う。 			

4 島根県総合教育審議会の主な意見（令和3年7月～8月 書面開催）

(1) 令和2年度の島根県教育委員会委員の活動状況

① 教育ビジョンの進捗（報告書P6）

- ・ 教育ビジョンをバイブルとして、校長や教頭がそれぞれの学校でどうモデルを作り上げるかの取組に期待。
- ・ ビジョンの策定にあたって学びの主体である子どもたち自身の参画がない。このビジョンでは、子どもの主体性を重んじるといいつつ、大人・教育関係者が育成したい子ども像（大人の願望）を上げているに過ぎないのではないか。子どものありのままを認め、子ども自身が幸せになるためのビジョンにはなっていない。
- ・ どのように立派なビジョンであろうと、実現するためには予算の裏付けが必要。

② 新型コロナウイルス感染症への対応（報告書P12）

- ・ コロナ禍における学校教育の在り方、特に、学校現場での教職員の配置やケアなどを検討する必要あり。
- ・ コロナ感染症拡大に伴い、これまで以上に学校と社会福祉や医療との連携が重要。より素早い専門的な対応を行うために、個々の教師が福祉や医療の介入が必要と判断した場合に、教師個人として連絡・相談できる先を学校外部に設置すべき。

(2) 魅力化ビジョンの点検・評価

① 基礎学力の育成（報告書P26～28）

- ・ 学習評価の在り方においては、生徒の自己評価を積極的に活用してはどうか。特に学びに向かう力については、左右（他人）との比較ではなく、前後（自分の過去・未来）との比較であるべき。自己評価を積極的に活用するモデルを県内で流通できるとよいのではないか。

② 教育におけるICTの推進（報告書P26、38、51）

- ・ 海外の場合、多くのIT技術者はソフト会社に勤務するプログラマーではなく、製造業やサービス業など様々な企業の中において、そのビジネスを成功させるためにICT技術を応用している人たち。現実の地域課題をICTでどう解決していくかなどのアイデア、提案が出せる人材を育成する教育について深めてほしい。
- ・ 地理的なハンデがあるなかで、今は「お金」ではなく、「ICT」を活用すれば実現できることもたくさんあると思う。特に、コロナ禍で高校生の志望の選択肢はグッと狭まった。県が主導で県内の高校生の進路選択の幅を広げる、ということにアプローチしてもよいのではないか。
- ・ ICT活用の基本は、柔軟なルール作りが重要。全国的にもICT活用がうまくいっている学校の特徴は、「生徒主導でルール作りや運営を行っている」という点。ICT活用に関しては、ある程度の裁量権を各校に委ねるような、そういった方向性があるともよいのではないか。
- ・ 新課程における「情報I」は全国の学校の、特に地方部公立高校における喫緊の課題。専任教員の採用を拡大するとともに、1人の先生が複数の学校を兼任するケースなども使いながら、まずは指導体制の枠組みをつくるのが重要。また、専任以外の教員が指導するケースにおいては、そういった教員への授業支援が必要。
- ・ ICT教育については、端末を自宅に持ち帰ったり、学校のICT機材を貸出できるようになったりしているところもあれば、そうでない地域もあるなど、既に地域での取組の違いが出ている。端末等を持ち帰ることができるようになれば、急な休校連絡を子ども自身が受け取ることも可能ではないか。
- ・ ICT機器のハード面の整備が進み、また、今後学習者用デジタル教科書が導入された際に、それらの機器や教科書を活用して「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」にいかしながら、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善のための具体的な方向性を示してほしい。
- ・ 教育におけるICT活用の一つのポイントは、情報の①検索 ②貯蔵 ③照合 の繰り返し。現状、学校教育は「①検索」の段階に止まっており、その次の段階に至っていないように見受けられる。まずは、現場の教員が（あるいは教育委員会が）、自分の身の回りの「情報」

- を、すべて電子ファイル化してみることで、②の意味、③の意味を体感されることが重要。
- ・ ICTについては、インクルーシブ教育の観点からも、コロナ対策のみならず、何かしらの理由で欠席している場合、また、大雨などの災害時に子どもたちと学校が繋がるツールとしても活用されたい。
 - ・ ICTについては、大学の授業のみならず、不登校やひきこもりの居場所においても、リモートでミーティングや研修会に参加できるのは、大きなメリットがある。丁寧な質疑応答も可能で、対面以上に議論もできるし、コミュニケーションが苦手な若者にとっても、他の参加者に顔も声も知られることなく参加することもできる。
 - ・ 学校教育においても、地域活動においても、ICT化を進めてほしい。端末をすべての子どもたちに（不登校の子どもはもちろん）配布するだけでなく、教職員のIT技術の研修を進め、また、ICTにたけた民間のサポーターに依頼して早く導入してほしい。
 - ・ 今の子どもたちはスマホ世代で、ITネイティブでもある。平気で海外ともつながれる力を小さい時から培っている。スマホ脳のマイナス面よりもメリットを見た方がよいと思う。
- ③ キャリア教育の推進（報告書P28～29）
- ・ キャリアパスポートの小中高連携については、全国的に見ても進んでいると思う。全国の学校からキャリアパスポートに関する事例を求められた際に、浜田市の事例などを紹介するケースも多い。学習評価における生徒の自己評価の精度をあげていくためにも、キャリアパスポートの活用は効果的だと捉えている。
 - ・ 子どもたちの主体的な自己評価を記したキャリアパスポートを学校間で共有することについて、教育機関による外部評価が介入し子どもの主体性を損なうことにつながらないか危惧する。
- ④ 読書活動の推進（報告書P30～31）
- ・ 学校図書館は子どもたちの探究活動の一丁目一番地。探究活動等が進んでいる学校は、図書館が充実している、もしくは、司書の先生が活動計画の策定に携わっているなどの傾向が見られる。ICT整備と同時並行で、学校図書館の魅力化も進めてほしい。
- ⑤ 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上（報告書P31～35）
- ・ コロナ禍で運動不足を懸念する保護者は増えている。幼稚園や学校だけではなく、家庭でもできる運動を。そういった意味では園児・児童・生徒への指導だけではなく、保護者への指導機会があってもよいのではないか。
 - ・ 近年は、パソコンやスマホなどを活用する事が多く、字を書く習慣がなくなっていると思う。案内状やお礼の手紙などを地域の方に出すような取組も必要。
 - ・ 学校給食に、地産地消のオーガニック（無農薬）野菜を食材として購入してほしい。
- ⑥ 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育（報告書P36）
- ・ 一人一人の子どもの「発達の今」を理解し、それぞれの子どもの「今、伸びようとしている力」に目をとめ、それを支援する教育の技術について、研修を深めるよう取り組んでほしい。「令和の日本型学校教育」が真に狙っている「協働性」は、これまでのような「等質性」や「同一性」を安易にめざす「協同性」ではなく、個々が育ってこそその高次の「協働性」であることを、しっかりと現場に認識してほしい。
 - ・ インクルーシブ教育など、施策体系表「Ⅱ 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育」に位置付けられている各施策については、個別に取り扱うのではなく、これらを網羅した教育を検討・推進できる場を整えることを提案する。
- ⑦ インクルーシブ教育システムの推進（報告書P36～38）
- ・ 宍道高校や松江農林高校、瀬摩高校での通級による指導は、通常クラスの高校生たちも学ぶべきところが多くあり非常に有益。すべての県立高等学校にこれら先駆的に取り組む3校の指導を取り入れてほしい。
 - ・ 学習障害などを持った子どもたちへの支援について、児童養護施設など学校外でのサポートも検討してはどうか。
 - ・ 子どもも親も教員も障がいと気づくことが出来れば、過ごしやすくなると思うが、そこに至るまでに時間がかかるため、個別の支援が必要な子を絞ってしまうと、その他の子を見落

とす恐れがある。ICTを活用し、読み上げサポートやその子にあった使い方ができるようになれば、学習障がいのある児童生徒は普通教室でも授業ができると思う。

- 発達障害の定義について、発達障害者支援法では脳機能の障害とされているが、明確なエビデンスはない。個人の問題ではなく、関係性の問題＝社会性障害ととらえるべき。多様な子どもたちのありのままを受け止めることこそ大切ではないか。
- ⑧ 道徳教育（報告書P38～39）
- 「しまねのふるまい」の向上・定着について、基本的な生活習慣やルール等が大切なのはもちろんだが、強制されるものではない。精神的なストレスを抱えたときなど、挨拶をするのも苦痛だったり、夜眠れなくて昼夜逆転することもある。「ふるまい」という日本語の意味するところは、一般的には所作、動作、もてなし等のように思うが、語源等も含めて分かりやすく説明してほしい。
- ⑨ 人権教育（報告書P39～40）
- コロナ禍により、死という言葉が軽く飛び交う社会の中で、生き抜くことについて、子どもたちが自己の課題として真剣に捉える教育現場であってほしい。
 - 子どもの権利条約（子どもの意見表明権）、障害者権利条約（障害のある子どもの意見表明権）について明記すべき。
- ⑩ 課題を抱える子どもへの支援（報告書P41～44）
- 不登校対策については、学校により対応がずいぶん違うように感じる。一つの例として、自分で学校には行くけれど、教室に入るのか、別の入り口から静かに一人で過ごせるような空間に行くのかを選択出来るようになると思う。通級クラスはあっても昇降口が一緒だったり、隣が普通教室では行きにくいケースもあるのではないか。
 - 高等学校修学奨励金制度について、手続き・要件など必要な生徒に分かりやすく周知してほしい。
 - 学校内の居場所・自学自習室についての、不登校生の思いがどれだけ理解されているか。不登校の生徒自身の意見が聞かれなければ、解決からは程遠い。
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーはいずれもスクール（学校に足場を置く＝学校長傘下）に置かれていて、子ども・保護者の側に寄り添う支援ができないのではないか。
 - 学校外の民間の居場所についてもネットワークに含めるべき。存在そのものが肯定される場が必要であり、当事者会やオンラインの当事者研究会等についても知ってほしい。
 - 子ども時代の辛い体験は、彼らの心に癒しがたい傷（トラウマ）を負わせている。彼らにとって、故郷は思い出したくない、忘れ去りたい、できることなら逃れたい場所。すでに彼らはみんなずっと辛い思いをし、がまんの連続の人生を生き延びてきている。彼らが主役の居場所や就労の場を創り出したいと願っている。
- ⑪ 外国人児童生徒等への支援（報告書P44～45）
- 海外からの帰国子女や外国ルーツの子どもたちが、いじめにあったり、孤立したりしがちである。生徒指導に当たる教員の意識改革が必要ではないか。単なる語学教育より以上に、外国の文化、風土に対する関心やリスペクトが必要。宍道高校の取組は素晴らしい。
- ⑫ 学び直しや生涯学習の推進（報告書P45）
- 高等学校の定時制・通信制課程等で学ぶ者の内から湧き出る学びへの思いを大事にしてほしい。いくつになっても、学びを始めるのに年齢制限はないことも含めて、エールを送ってほしい。
- ⑬ 地域協働体制の構築（報告書P46）
- 地域協働体制は企業や大学にだけ目を向けるのではなく、地域住民の抱える課題に目を向ける高校生側からの姿勢も必要。
 - 探究活動なども教育課程のなかに正式に入ってくるなかで、学校・地域の連携における調整業務までも先生に担っていただくことは無理がある。オンライン活用により、現地にいなくてもコーディネーターとして参画できるような仕組みがあれば、更に広がるのではないか。

- ・ 「高等学校を核として、地域住民や市町村等、小学校、中学校、大学、社会教育機関、地元企業など、多様な主体が参画して、目標を共有して子どもを育成する体制を構築」とある。あくまでも、子どもは育成される対象であり、この協働体制の中に、子どもや若者の参画を見ることができない。
- ⑭ ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進（報告書P46～47）
- ・ 県立高校で地域課題解決型学習の取組が進められつつあり、小中学校でのふるさと教育との一貫性が感じられ、「ふるさと島根を学びの原点」とする学習になりつつある。一方で、同じような活動を繰り返してしまっているのではないかということ、教科の学びをいかしながら学びを深めていくということ、一体的・系統的な学びとなっているかということ等について、いま一度校内はもとより各校種間の連携を深めて確認する必要があるのではないか。
 - ・ 地域を題材とする場合の準備の教員の負担増が懸念される。コーディネーターなど人的配置が急がれる。
 - ・ まずは「住んでいる場所のヒト・モノ・コト」の具体をしっかりと体感する段階を小学校低中学年までに徹底し、その後、より広い世界への興味・関心の自然な拡張を基盤にした地域の相対化（比較）へと進んでいくという、通常のプロセスを大切にしてほしい。
 - ・ 充実感に満ちた学校時代を過ごすこと、ふるさとの学校時代は幸せだったなどと後から思えること、それが何よりのふるさと教育。そのために必要なこと（王道）は基本的には①毎日、いい気持ちで学校に通えること（学校に行くことが基本的に楽しい）②学校での学習活動に充実感があり自己成長が感じられる（授業が好き）の2つ。各施策が、そのことにちゃんと繋がっているかどうか、大きなアウトカムを見守ってほしい。
 - ・ 国際理解教育やICT教育との掛け合わせが有効。世界・国外に目を向けることでふるさとの魅力や課題が明確になる。また、探究活動の一要素である発信力や情報収集力を高めるためにも、ICTを活用して国外の他者と議論する機会を増やすと良い。
 - ・ 県外や外国がふるさとである子どもたちは、ふるさとは島根ではない。彼らには彼らの“ふるさとの原風景・原体験”がある。ふるさと島根を押し付けるのではなく、異なる故郷を持つ彼らの話を聞き、理解し合うことこそ、多様性を重んじる教育そのものではないか。
- ⑮ 国際理解教育の推進（報告書P47）
- ・ 使える英語力の育成は、保護者ニーズも高い領域となる。成果はもっとアピールしていくことが保護者ニーズの充足や、学校教育への満足度向上にもつながるのではないか。
 - ・ 狭い島根にこだわりすぎて、周りが見えなくなっていないか。子ども時代から外国人と交流し、外側からの視点を取り入れなければ、国際化は程遠く、多様なあり方が認められない。
- ⑯ 主権者教育や消費者教育の充実（報告書P48～49）
- ・ 主権者教育は、単なる投票方法の学習ではなく、子ども若者自身が自分事として主体的に、社会の仕組みに関心を持ち、自分たちの生活に大きな影響のある政治について、学ぼうとする態度（政治的リテラシー）を培う必要がある。実際に18歳で選挙権を行使するに際しては、具体的な政党・候補者の主張・公約について、判断する力が育っていなければならない。
 - ・ 主権者教育とも関連して、政治リテラシーでいえば、国・自治体の予算・決算についても、納税者として生活に直結する最低限のことは学ぶべき。
- ⑰ 地域を担う人づくり（報告書P50）
- ・ ふるさと人づくり推進事業を重点的に取り組んでほしい。
- ⑱ 家庭教育（報告書P52～53）
- ・ 家庭における生活スタイルが様々となった現在だからこそ、保護者が企画・立案に参画することの重要性を感じる。保護者が地域での生活によるこびを感じることも、子どもに大きな影響を与える。
 - ・ 家庭教育の支援体制整備にあたっては、家庭教育の独自性、多様な家庭のあり方を認める視点が必要。
 - ・ PTAはあくまで学校を中心にした組織であって、不登校の子の親にはなじまない。不登

校の親はPTA組織に入っても辛い。

⑱ 学びを支える指導体制の充実（報告書P56～59）

- ・ 授業・面談・学級経営、これらに注力できるように、業務のアウトソーシング化は今後も積極的に推進していく必要がある。教員の働き方改革（＝働き甲斐改革）はマネジメントにおける最重要課題。教員志望をこれからも絶やさず、そして増やしていくためにも、現在働いている先生方がやりがいをもって楽しそうに仕事をしている姿があふれることが重要。
- ・ 「ただ大きな声で話しているだけ」では、教育のことばは子どもに届かない。対話的な学びの推進に必要なスキル、それは教師自身の対話の力であることを重視してほしい。

⑳ 文化財の保存・継承と活用（報告書P61～67）

- ・ 実は、私たちの身近にある近現代の文化財の多くは未指定である。例えば、松江旧市街の町家づくりの街並み、蔵、収納されている民具、ポスター等は、私たちが守るべき文化財ではないのか。都市計画等による安易な破壊から県民の財産として守り継承していくべきだろう。
- ・ 島根の歴史文化活用推進事業について、若年層を取り込むためには、若年層が関心のある近現代の生活臭のあるコンテンツにする必要がある。